

平成20年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月11日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月11日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一
	3 番	山 田 邦 夫	4 番	米 野 秀 雄
	5 番	高 阪 康 彦	6 番	林 英 子
	7 番	小 原 喜一郎	8 番	中 村 英 子
	9 番	黒 川 勝 好	10 番	菊 地 久
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	山 田 乙 三
	13 番	伊 藤 正 昇	14 番	奥 田 信 宏
	15 番	猪 俣 二 郎	16 番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	行 政 改 革 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
	民 生 部	部 長	石原 敏男	次 長 兼 高齢介護 課長	齋 藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保 険 医 療 課 長	鈴木 利彦
		福 祉 ・ 児 童 課 長	佐藤 一夫	環 境 課 長	上 田 実
		健康推進 課 長	西川 和彦		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課長	佐野 宗夫	都 市 計 画 課 長	志治 正弘
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	加賀 松利		
	水 道 部	次 長	大河内幹夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
		小中学校 給食セン ター所長	村上 勝芳		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
6	林 英 子	②妊婦健診及び不妊治療について……………	124
7	伊 藤 俊 一	①社会福祉施設を取り巻く現在の環境と今後について……	126
		②東郊線の整備の進捗は……………	137
8	伊 藤 正 昇	町在住外国人就学児童及び園児の言語問題と保護者との対 話をどうするか……………	140
9	山 田 乙 三	①「外国籍児童の教育」難題を質す……………	150
		②「屋上緑化で省エネ対策」を問う……………	160

日程第2 議案第56号 (仮称) 蟹江町給食センター建設工事請負契約の締結について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

これより日程に入りますが、答弁される皆様方は努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「一般質問」を行います。

発言を許可をいたします。

質問6番 林英子君の2問目「妊婦健診及び不妊治療について」を許可をいたします。

林英子君、質問席へお着きください。

○6番 林 英子君

おはようございます。

「妊産婦健診、不妊治療について」を質問いたします。よろしくお願いいたします。

厚労省は8月22日の記者会見で妊婦健診の公費負担を拡充し14回分を無料で受けられるよう検討する考えを表明いたしました。来年度予算に組み入れ、できれば来年4月から実施したい、このように述べております。

妊婦さんが医療機関で健診を受けると、1回当たり5,000円から1万円ほどかかります。国は出産までに14回程度健診を受けることが望ましいと言っております。現在は、5回相当を地方交付税で財政措置がされているものです。今でも自治体によっては、独自に10回、14回と回数を無料で受けられるようにしております。福井県では14回の妊婦健診の無料化をしたところ、2005年度に全国で唯一出生率がアップした、そのように新聞報道でもしております。

産婦人科が少なくなってきた、もちろん今蟹江町には産科がありませんけれども、健診料も高額ですのでついつい病院へ行く回数が減り、今問題となっている産婦人科の裁判が多いと言われています。健診には安気に通院できるようにしなければならないというふうに思います。

蟹江町でも少子化対策の一環として、また暮らしの手助けとしても早期に14回の健診を実

現すべきだと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

○健康推進課長 西川和彦君

蟹江町でも本年度より5回の公費負担による妊婦健診を実施しています。また、県外受診でする人に対しても、償還払いの方法で公費負担を始めました。この増加分の医療保険の利用状況はこれから調査してみないとわかりませんが、昨年までの2回の利用状況を見てみますと、大体80%前後となっています。増加した3回分の医療保険の受診率の推移を見ながら、今後検討していきたいと考えます。

以上です。

○6番 林 英子君

続きまして、不妊治療への支援の問題です。

体外受精と顕微授精の不妊治療への助成を所得制限を今までは650万円でしたけれども、国は今度730万円以上に上げました。そして従来年間1回分10万円を2回にまで引き上げております。5年間を上限とするというのですが、子供の欲しい方にはぜひこの制度を利用していただきたいというふうに思います。子供は国の宝です。どのようにして皆さんにお知らせをし、これを安気に使えるように蟹江町でもすることだと思いますが、どのようなこととお考えになっているかお聞かせください。

○健康推進課長 西川和彦君

不妊治療に対しては、本年4月より一般不妊治療の助成を始めました。一般不妊治療にはホルモン療法や人工授精等があり、治療に要した本人負担の2分の1で限度額5万円として助成をしています。また、従来から体外受精、顕微鏡授精等の特定不妊治療には、県単独の事業として行っています。

これら不妊治療の周知については、ことしの4月の広報や県及び町のホームページで掲載していますのでご活用ください。

以上です。

○6番 林 英子君

次に、出産育児一時金の問題についてであります。

これは現在35万円ですけれども、改善についても検討するというふうに厚生労働省も、舛添さんは新聞報道でも言っております。住民にとってこの問題も早期の実現を求めるべきだと思います。少子化問題は子供が少なくなっている、その問題が少なくなっていることが問題ではなくて、子供を産みたいと思っている人が産むのを控えることが問題だというふうに思います。

蟹江町もこの問題を住民が少子化も含めて安気に産婦人科へ行けるように35万円を上げるべきだというふうに思いますが、当局はどのようにお考えかお聞かせください。

○保険医療課長 鈴木利彦君

ただいまの出産育児一時金の引き上げの件でございますが、今回県のほうから一応来年1月1日、21年1月1日から、今現行の35万円ですが、こちらのほうは平成18年10月から改正されて今35万円になっております。その35万円を年明け1月1日から38万円に引き上げる情報が示されておりますが、まだ国から正式な情報が来ておりません。来次第、それぞれの手続、国保運営委員会等諮りまして、それからあと、県のほうに協議をし、早急に正式な通知があれば1月1日から実施できるように検討しております。

以上です。

○6番 林 英子君

やはりきのうから出ていますように蟹江町は人口がふえてこない、子供は本当に蟹江町のこれからしょっていく宝です。先ほど言いましたように、妊婦の健診を14回にするということは、当たり前の考えになってきております。他の自治体はもう既にやっています。これについては公費負担です。地方交付税できちっと財政負担がされる問題です。

するということを示し、住民の立場に立って早期に実現をしてほしいということと、不妊治療の方にとっては、本当に大変な思いをしていらっしゃると思います。この問題も子供が欲しいそういう方たちの立場に立って全力を挙げて、住民の立場に立って事を進めていただきたい、そのように思います。

幸い現在、出産一時金については35万円が38万円ということを知っています。厚生労働大臣は、50万円というふうに言っておりました。それはちょっと無理だろうというふうに思いますが、少しでも住民の立場に立った施策が蟹江町でもされることを大いに期待しまして、一般質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で林英子君の質問を終わります。

質問7番 伊藤俊一君の1問目「社会福祉施設を取り巻く現在の環境と今後について」を許可をいたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、1問目の「社会福祉施設を取り巻く現在の環境と今後について」と題しまして質問をさせていただきます。

私は、大相撲名古屋場所の時期になりますと高砂部屋の高砂親方と町内をあいさつ回りをいたします。その中に老人福祉施設カリヨンの郷がございます。慰問を兼ねて、理事長さん、施設長さん、介護士の皆さん、施設に入所しておいでの方々、デイサービスでおいでの方々と高砂親方と会話をしたり、記念写真を撮ったりして楽しいひとときを過ごします。そのようなことがありまして、施設の方々や施設に入所の方々、デイサービスで来所の方々と

話の中で、運営の難しさを知ったわけでございます。

蟹江町にとって大切な老人福祉施設カリヨンの郷を明るく、元気のある施設として継続をしていただくには、大変な苦勞と努力と行政の協力が不可欠であると考えます。通称カリヨンの郷は、平成10年6月に愛知県より設立認可され、平成10年8月に施設建設が開始され、建設地については蟹江町が無償貸与をいたしました。土地面積は2,997.15平米、所在地は蟹江町大字今字伊勢苗代1番の1で、鉄筋コンクリートづくり4階建てでございます。5,504.80平米でございます。建設に当たりましては、町の補助金は当初1億8,071万円を交付をし、建設をいたしたと記憶をいたしております。

平成12年4月から介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホーム等として介護保険サービス提供事業者として認可を愛知県より受け、老人福祉施設として地域に根づき、地域に親しみを持たれている施設であると思っております。

平成12年度から介護保険制度がスタートし、早くも8年半が過ぎようとしております。その間の経営環境を見ると二度の介護報酬の減額改定が行われ、平成18年10月からは介護予防の重要性の言葉にかき消されて、居住費や食事代が原則自己負担となる改正が行われました。特に介護に対する人材は景気等の動向に左右されやすく、全国的にすべての施設で介護保険法の定める人員の確保すら非常に厳しい状況となっております。また、マスコミなどで報道された影響も大きく、介護福祉士の養成校では軒並み定員割れやそれに伴う定員減、さらに募集停止等の専門学校も多数報告され、今後ますます高齢者がふえ続ける中で、人材の質はもとより介護を担う人材の確保が急務となっております。

さらに、追い打ちをかけるように、ここ1年の間にガソリンを初めとする燃料費の高騰に加え食料品の相次ぐ値上げが、各家庭を初めカリヨンの郷を含む福祉施設を直撃しており、福祉施設を取り巻くさまざまな環境に厳しい状況が続いております。

具体的には、皆様に配付をいたしました資料のように、品目別価格及び上昇率比較表と入居者の負担状況のように、ガソリン等の燃料費の値上がり、昨年7月比較で約68%アップと、みそ・しょうゆを筆頭とする食材料、昨年7月比較で約23%アップの値上がりが著しく、さらに8月に入って燃料費は上昇の一途となっており、今後も改善の見通しは立っておりません。

特に当福祉施設の入居者や利用者におきましては、生活保護者はもとより年金だけが収入となる低所得者がそのほとんどを占めており、食事等の自己負担額の見直しも軽減措置や負担限度額の設定などで制度上での値上げは厳しい状況となっております。また、利用者のすべてが身体的、精神的にハンディキャップがある生活弱者のため施設運営上のコストの削減策もおのずと限られ、考えられるものはすべて取り組み済みであり、もはや限界となっているのが現状であります。

そこで、各自治体におかれまして厳しい財政状況であることは承知しており、直接の補助

金等による対策ではなく、人的なソフト面でのバックアップ体制に期待するところであります。地域で支え合う施設であるという共通認識のもとで、ボランティア組織の確立やその活動などへの応援体制、地域における相互扶助意識の啓蒙活動などにお力添えをいただきたいと考えておるわけであります。

また、税源移譲や地方分権などの流れに合わせて、蟹江町独自の特色ある福祉施策を推進していただきたい。例えば食育に取り組んでいる教育施設も含めて、地産地消へのシステムの構築、独居老人世帯対策、寄附金等の受け入れの柔軟化、在宅介護施設等の新規開設に当たっての支援体制などに期待をするところでございます。

当福祉施設は蟹江町にはなくてはならない施設であり、蟹江町民を主とした地域住民のための施設であり、地域全体で支え合わなければ存在すら危ぶまれる状況となっている現状をご理解いただきたいと思うわけでございます。

そこで、質問をさせていただくわけでございます。

1つ目でございます。毎日のように報道されておりますが、介護をめぐってさまざまな事件、例えば殺人だとか、心中だとか、深刻な問題が表面化しております。それは家庭の問題であると言ってしまうとそれまででございますけれども、放置しておくならば地域社会全体が脆弱化し、例えば少子化が一段と進むという懸念すらあります。

介護の問題について、町当局はどのように現状を認識しておいでなのかお聞かせをいただきたいのでございます。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えをいたします。

先日の小原議員のご質問にもお答えしたところと非常に重なっておりますので、その部分は省略させていただき、それ以外のところで気がつきましたところをお話しさせていただきます。

この介護問題を含めまして、町では民生部の機構改革によりまして住民相談係というようなものを住民課に設置をしております。民生委員さん、それから人権擁護委員さん、保護司さんなどの方々の担当として住民の皆様のさまざまなご相談に応じ、場合によっては他の部・課、セクションに担当者と連携して対応しておるところが現状でございます。

また、地域包括支援センター、これを中心に地域ケア会議なども開催をし、そういった場を通じて住民の皆様の個々のいろんなケースの相談とか、検討、それからその対応の仕方などいろいろ研究、勉強、対応策を練っておるというのが現状でございます。

この介護の問題につきましては、個人個人それぞれのケースにより非常に異なるわけですが、多くの機会をとらえまして対応していくよう努めてまいっております。介護問題をはじめその相談からサービス受給までトータルに考えて介護保険を運営する保険者蟹江町として、健全な運営と住民サービスの向上、また事業者のサービスの改善なんかに力を傾

注していきたいというふうに考えております。

介護問題の認識というのは非常に大ざっぱなものでございますので、先日のお答えとあわせて今回のご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○2番 伊藤俊一君

2つ目でございます。

2006年4月に施行された改正介護保険制度によって、介護を必要とする高齢者の受け皿は施設から在宅、予防重視の介護に転換をいたしました。さらに医療制度改革の一環で療養病床が2011年度末までに大幅に削減され、全国の23万人の高齢者が行き場を失うことになると言われておりますが、受け皿となる老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホームの受け入れ態勢は十分とは言えないわけでございます。厚生労働省の設けた整備基準によって要介護者の37%以下を施設で受け入れる方針が定められたことにより、施設数の総量規制が行われております。公的な施設には3年以上の待ち時間が必要で、数の不足が明らかであっても施設の増加の見込みは低いわけでございます。有料老人ホームもこの総量規制の枠内に算入されたことで、新規の施設は少なくなっております。

当町で新規施設の建設の計画があるのかどうか、また民間でそのような動きがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

それでは、新規施設建設の計画についてお答えを申し上げます。

現在第4期の介護保険事業計画を策定すべく鋭意打ち合わせ等を行いながら、また今後住民の皆様に対してのアンケート調査も行う予定をしておるところでございます。

ここ数年の間、民間の事業者などの方から建設等についての打診といいますか、事前相談というようなきちんとした相談ではございませんけれども、そういった打診は数件ございました。ただ、それが具体化をしたケースは一つもございません。

現在では明らかな建設計画は聞いてはいないわけではございますけれども、こういったものが建設されますと直ちに介護保険料等その事業計画にはね返ってまいるわけでございます。こういうようなことに関しましては、できる限り私どもも情報収集に努め、第4期の介護保険事業計画をきちんと対応できるよう検討していきたいというふうに考えております。

ただ、入所の待機者の方が多いというようなことは、十分認識はしておるところでございます。こういったご相談がもしあるようであれば真摯に対応し、できる限りの対応をしてみたいと考えております。

私ども蟹江町としての新たな施設建設については、今のところ考えておるところではございませんのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

町内の待機者が最小限の状況になるように、ひとつ十分配慮をいただきたいと思います。

次の質問でございます。

蟹江町は高齢化率が約18%、後期高齢化率が7%と全国平均のそれぞれ約20%、9%を下回っております。比較的若々しい町と言えますが、それでも町内では唯一の特別養護老人ホームカリヨンの郷をはじめ老人保健施設、有料老人ホームなどでも何人かが入居待ちの状態と聞いております。どのくらいの数の待機者がいるのかお聞かせをちょっといただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

入所待機者の数をお尋ねでございます。

平成20年、本年4月1日に県の調査がございまして、その結果、蟹江町の方は50名という数字が出ております。そのほか町がお尋ねをしたところ、本年9月1日現在ですが、蟹江町民の方を含め特別養護老人ホームのカリヨンの郷では100名以上の方が待機をされております。また、老人保健施設でありますセーヌ蟹江さんでは16名の方、それからグループホーム・カリヨンの郷新千秋では5名の方が待機をされておるということでございます。そのほか有料老人ホームがございまして、これははるす蟹江と申しますが、こちらでは10名の方が蟹江町民の方で待機をしておるということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたようなところにつきましては、多くの方が多くの施設に同時に入所の申し込み等されておりますので、特にカリヨンの郷さんで蟹江の町民の方が100名ということではないというふうに考えております。単純な数字ではございませんけれども、まだ蟹江の住民の方については結構50名ほどの方が待機をしているということですので、今後ともこの現状のほうの認識については十分承知しておりますので、何とか対応をしていきたいということも考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

待機者があるということがこのようにあると。次に入る方は、どなたかがカリヨンの郷でいきますとお亡くなりにならないと入れないというような現状だということではないかと思っておりますけれども、できるだけ特に蟹江町の方の待機が少しでも少なくなる、先ほども申しましたけれどもこれだけの人数がありますと本当にお困りになって大変だろうと、介護も大変だろうということでございますので、その辺齋藤次長さんよろしくご配慮いただきますようお願いをしたいのであります。

4つ目の質問で、どんな町でも高齢化は確実に進んでおるわけございまして、受け入れ施設に限りがあるとすれば、待機者が今後もふえ続けまして、町民は外に入居施設を探さな

くてはならないということになってまいります。他の自治体も同じような問題を抱えて結局はお互い老人が犠牲になって、待たざるを得ないというようなことだろうと思います。

しかし、経験者が異口同音のように指摘しております。在宅介護には家庭崩壊につながるような多くの問題があつて、これを解消するには制度及び意識の改革が避けられない。時間もかかりますけれども、蟹江町として今後の介護サービスについてどんな対策をお考えでおみえになるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

今後の介護サービスについての対策でございます。

今現在ご自宅で介護されてみえる方のご負担を軽減するために紙おむつ、尿取りパッド、ドライシャンプーなどの介護用品を支給したりする制度がございます。また、ご家族のために介護慰労金の給付を行っておるところでございます。

また、介護者教室の開催などそういった経済的な援助のほかには介護の実際に当たっての知識の普及、体験をしていただくなどの教室を行いまして、援助もしくは事業を行っておところが現状でございます。

今後の対策に関しましては、現在地域包括支援センターを中心に介護予防事業にも力を入れ、できる限りお元気で過ごしていただくという方策が一番ではないかというふうに考え進めておるところでございますが、それ以外の方策も含め、今後第4期の介護保険事業計画そこの審議会でのご検討をしていただきたいというふうに考えておりますので、いろいろな方法をご提案申し上げ、ご審議いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

5問目の質問でございますけれども、高齢者のひとり暮らしは、全国の統計でありますけれども2006年の時点で540万世帯を超えております。この数がさらにふえることは今までのやりとりの中でおわかりだと思います。こうした世帯では、在宅介護が期待できません。時々耳にいたしますが、だれにもみとられずに独り死んでいく孤独死も次第に多くなっているようでございます。

蟹江町には65歳以上の独居老人世帯がどのくらいありますでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

おひとり暮らしの高齢者の世帯数につきましては、最新では平成17年の国勢調査で755世帯、全体の世帯数にしまして全体の5.8%程度となっております。今現在では多少の増は見られるかと思いますが、きちんと対応を、調査した結果がございませんので、一番新しい人数、世帯をお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

大変な数の方が独居でおみえになる。この辺もひとついろんな施策の中で、温かみのある行政指導をお願いをしたいと思うわけであります。

6つ目の質問でございます。

そういう高齢者のひとり住まいについて、町としては具体的な対策、どのような対策をとっておられたのか、またふえ続ける独居老人世帯に対し、新たにどのような支援を考えておみえになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

おひとり暮らしの方に対する対策でございますが、おひとり暮らしで健康に不安のある方、低所得の方に限定はされるわけでございますけれども、そういったような方には緊急通報システムなどの貸与を行っております。現在68台の貸与をしておるところでございます。

また、このシステムに付随いたしまして火災警報器も1機同時に貸し出しをしております。そのほかには配食サービスですとか、会食会、それから友愛訪問による安否の確認、軽度生活援助事業などによる支援を行っております。

新たなサービスにつきましては、先ほどお答えいたしましたように審議会でいろいろご審議いただくわけでございますけれども、介護予防事業を通じていろいろ外出の機会をふやしていただくよう、今後考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○2番 伊藤俊一君

7問目の質問でございます。

要介護になりますと受けることのできるサービスは在宅サービスと施設サービス、さらに2006年4月の制度改正から始まった地域密着型サービスがあると言われておりますが、蟹江町の実情はどんな状況でしょうか。そして、町としては、この3つのうちどこに重点を置いていらっしゃるのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

施設サービス、在宅サービス、また地域密着型サービスの重点は何かというお尋ねでございます。

町内には在宅サービスの提供事業者さんが居宅介護支援事業者、これはケアプランの作成等を含め14事業者さんがございます。そのうち施設サービスにつきましては、ご承知のようにカリヨンの郷とセーヌ蟹江の2社、それから地域密着型事業としても2社、そのほか1社がございます。先ほどのはるす蟹江さんなんかは、そのほかというふうに分類させていただいております。町といたしましては、住民の皆様にとってできる限り多くの選択肢を用意しておく、そういうものがあるのが一番いい状況であるというふうに認識をしております。

決算の関係になります、蟹江町の一般会計、特別会計等の事業の実績報告書、こちらの

86ページなどを見ていただきますと、どのような現状で、どの施設にどれぐらいの方が入所されているのか、また在宅サービスのご利用者はどれぐらいかといったようなものがまとめてございますので、後ほどご一読いただければと思っております。

そういったようなことで、蟹江町としては多くの選択肢ということを非常に重要視しておりますので、どのサービスがどうなのだということなしに、すべてのサービスが重要ということで平等に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○2番 伊藤俊一君

8問目でございます。

蟹江町でも昔は農家や商店経営者が多く、自宅で寝たきりの老人があっても農作業の合間や商いの空き時間に家族が何かと世話をすることもできたわけでございますが、今や農家は高齢者がほとんどで、若い人たちは勤めに出て、共働きの夫婦も多くなっております。お年寄りには、まさに置き去りであります。介護地獄、介護放棄という言葉もすっかり定着いたしました。政府が進めようとしている在宅介護が、今のような家庭状況の中で果たして介護の有効な方法になるのか、私自身大変疑問を抱いております。

そこで、頼りになるのがヘルパーさんのいる介護福祉施設であります。経営は楽ではない、最近のご存じのように、石油の値上がり、食材や日用品の高騰によって台所事情はますます苦しくなっているようであります。しかし、入居者の多くは所得が少なく、居住費及び食費についても負担軽減措置を受けておられる方が多くて、物価上昇分の値上げを負担してもらうことも困難であると聞いております。

介護報酬額が決まっている一方で、毎月のようにもろもろの物価は上昇しており、忍耐にも限度があると思いますが、町としてそうした施設に対して何か救済措置をお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

平成18年度から居住費ですとか、食費の一部負担制度が導入をされました。この制度は、低所得の方に対する軽減制度もあるわけでございます。個人負担の限度額の設定等もされておるところでございます。

一方、施設等に対しましての援助策については、社会一般に影響する物価上昇、その他変化に対して国・県レベルでの対応がまず第一ではないかと私どもは考えておるところでございます。もちろんこういった事情により法令等、軽減・援助措置が決定されれば、それに従うことは言うまでもございません。

町独自の対応は、残念ながら今のところ考えておるところではないということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

9番目の質問です。

介護離脱という言葉もよく耳にいたします。介護従事者の多くは、夢を抱いて介護の世界に飛び込んだものの、余りの低賃金に将来の希望を見失い、続々と離職をして、介護施設では人手不足が慢性化しています。また、最近では物価上昇も手伝って、切り詰めるだけ切り詰めても中小では経営が成り立たず、事業主がみずからの給与を削ってしのいでいるといった例も少なくないと聞いております。

たしか7月、「みのもんたの朝ズバッ！」で見ておりましたら、介護事業を営む女性が「スタッフの給料を支払うと私の手取りは従業員の半分以下の月8万5,000円です」と驚くようなことを言っておりました。ご自身もヘルパーで、よりよい環境で働ける職場を目指して事業所を立ち上げたものの赤字続きで経営難に陥り、理想だけではやっていけないという悲惨な状況があるわけでございます。

経営難の要因の一つは、事業所に支払われる介護報酬が、2006年の介護保険制度の改正で引き下げられたことがあります。介護労働安定センターが2008年7月に発表した当年度の介護労働実態調査でも、6割以上の事業所が運営の問題点に介護報酬の不十分さを挙げております。

さらに、改正では介護認定の基準を厳しくしてしまった。例えばこれまで要介護に指定されていた人が介護の必要性が低い要支援になり、受けられるサービスが制限されるほか、サービスの利用回数と時間の制限も設けられました。

収益減が続く中で、現場が何とか頑張ってきたのは、ひとえに介護従事者の、事業所の我慢のたまものとも言えます。その一方で、賃金の安さ、過重労働などで離職する人が後を絶ちません。もちろんある程度の人数を集めなければ仕事ならず、経営難、賃金低下、離職、人手不足といった悪循環に陥っているのです。この状況を打開するには、介護報酬の引き上げしかないというのが業界の一致した見方であります。私もそのところは同感であります。その介護報酬は2009年度に改正されることが決まっていて、厚生労働省は今の段階では引き上げるとも引き下げるとも決まっていないと言っておりますけれども、果たしてどうなるのでしょうか。

そこで、質問でございます。我が蟹江町にある介護福祉施設の経営実態について、町当局ではどの程度情報を把握をしておいででしょうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

経営実態について、町はどのように把握をしておるかというご質問でございます。

蟹江町といたしましては、町からの補助金を交付しておるいわゆる援助団体などには、監査委員さんの監査を通じてその経理内容が調査の対象となり、その実態の把握に努めておる

ところでございます。この援助団体で介護保険サービスの提供団体としては蟹江町の社協と、それから今申されております社会福祉法人カリヨン福祉会の2社がでございます。それ以外の法人に関しましては、直接蟹江町が補助金等を支出しておりませんので、直接調査することができないというのが現状でございます。

今後は、こう言われた方に際しましてもし協力が得られるのであれば、経理実態などについても情報の提供を求め、内容の把握に努めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○2番 伊藤俊一君

次の質問でございます。

余り知られてはおりませんけれども、施設の窮状を見かねてか婦人会の皆さん、ボランティア活動で清掃活動やベッドのシーツを取りかえなど積極的にお手伝いをされています。人手不足の折、大変感謝されているようでございます。施設側もさらに商工会や農協に働きかけて、物心両面の支援を要請しているようでございます。軌道に乗るには時間がかかると思います。

何か制度的に支援があればいいのですが、町として独自の支援策がつかれないのか、お考えがあれば教えていただきたいと思いますがいかがですか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

ボランティアさんなどへの支援策でございます。

こういったボランティアさんなどに関しましては、社会福祉協議会が受け付けなどを行い、町の生涯学習課でその情報を収集し、取りまとめておるところが現状でございます。このボランティアの方たちにつきましては、それぞれボランティア保険などに加入をしていただき、その保険加入後活動を行っていただいておりますのが現状でございます。

そういったようなことに対しまして、町独自のボランティアに対するいろんな制度、そういうようなものは現状あってないようなものでございますので、他の市町村などの例も調査をさせていただき、今後十分勉強をしていって、その対応について考えてまいりたい、そのように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○2番 伊藤俊一君

そのようなことで、ボランティア活動の皆さんには何かと感謝、感謝だけではなくて、感謝状の一つでも出されるといいのではないかな、そんなような思いでございます。

11問目の質問でございますけれども、蟹江町は「子供や高齢者をはじめすべての人が心豊かに快適に暮らすための開かれた新しいまちづくり」をスローガンとして掲げています。まさに申し分のないビジョンであります、その肉づけについては不十分と言わざるを得ないわけであります。

ただし、国も自治体の財政もままならない状態では、政策を打つにも財源をどこに求める

のか厳しいところだと思います。本当に大切なのは町全体総ぐるみで子供やお年寄りの面倒を見なければならないということであります。そのためには皆が知恵を出し合い、それぞれの立場から手を差し伸べるように、町民の意識改革を図るとともに、事業者に頼らなければならないところはしかるべき支援をするということではないでしょうか。

それぞれ具体策、指針をいち早く打ち出してほしいと思いますが、いかがでございますか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

住民の皆様への意識改革、また事業者に対しての支援等についてのお考えということでございます。

介護保険制度が発足いたしまして、もうはや今9年目ということでございます。当初は、町を回りますとそんな保険に加入した覚えはない、満期はいつで、満期保険金は幾ら戻ってくるんだとそういったようなご質問のご説明からしていったということが思い出されるわけでございます。現在ではこの介護保険制度につきましては、相当浸透をしてきたように感じられております。

さきに上げたような話は笑い話となってきましたけれども、住民の皆様が町全体で、また地域ぐるみで小さな子供から高齢者の方を見守り、直接的にまた手を差し伸べるといったようなことができる機運をつくっていくのは、非常に重要なことであるというふうに考えております。

しかしながら、まだそういった活動が活発になるというのは、まだまだではないかなというふうに考えております。私どもの担当といたしましても、そういったようなことに関しましての広報に努め、そういった皆さんで見守っていくんだよというそういう機運を盛り上げていく、こういうことは今後も地道に続けていく必要があると強く感じておるところでございます。

こういうようなことを通じましてできる限り意識改革、町長ではございませんけれども住民の皆様にも意識改革をしていただき、できる限りの地域でのご支援ができるようになればなというふうに考えております。

具体的な指針ですとかそういうようなものは今のところまだございませんので、まことに申しわけございませんが、この程度のご答弁でご勘弁いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

伊藤俊一君、あと5分です。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

本当にその意識改革、行革でも言われておりますけれども、この基本的な思いやる、助け合う、この意識を改革する、町長の思いがそこにあるんであらうと思いますけれども、これ

を本当に真剣に取り組んでいただきたいなと。齋藤次長が今の立場でおられるうちに、ひとつ具体的にしていいただきたいなと思います。

最後になります。厚生労働省が進めております療養病床削減によって、施設でも在宅でも受け入れをできない高齢者を介護難民、こう呼ぶそうです。大和総研の斎藤哲史さんが、施設の受け皿の少なさと高齢者の増加を考えると、2014年ごろには介護難民の数が200万人に達する可能性があるという指摘をしております。200万人とは、日本の国民の50人に1人が介護難民になる計算であります。全く他人事ではありません。

医療費削減、財政再建を最優先する国の方針について、この場で議論するつもりはございませんけれども、住民の暮らしに一番近い自治体はできるかぎり個々の事例を把握をし、ぬくもりのある高齢者福祉を目指していただきますように要望をいたしまして質問いたします。どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「東郊線の整備の進捗は」を許可をいたします。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2問目の「東郊線の整備の進捗は」と題しまして質問をさせていただきます。

6月議会でも質問をさせていただきましたけれども、本町5丁目の東西南北の右折車線、この整備が今現在どのような状況になっておるのか、全協で少しは説明はお聞きしましたけれども、具体的にお聞きをしたいのでございます。よろしくお願いをいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、本町5丁目の交差点整備状況のお尋ねでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、この6月議会にもある程度報告しておりますが、その後の状況報告をさせていただきたいと思います。

まず交差点の南側、これは定例会の折には、地権者、土地所有者の合意は得ておりますが、抵当権者との絡みで少し手続が完了していない土地が残っているというような説明をいたしております。最近ようやく抵当権者との調整が整いまして、道路拡幅用地となる土地のめどが立ちました。今月中、9月中には町への所有権移転登記がすべて完了する予定で現在進めております。

それから交差点北側、これは右折レーンの設置に必要な用地の確保に努めているところであります。現在の状況としては、交差点部分これ県道部分にかかりますけれども、この用地は地権者と、これ工作物がございまして、この合意が得られまして、これもまた今月中には所有権移転が完了する予定であります。

それから、交差点部分の北側、これは七宝側になるわけですが、この町道部分の用地この用地につきましても地権者、それから工作物、この合意は得られておりますので、今後具体的な契約に向けた詰めを行いたいと思っております。

それから、用地関係の確保につきましては、以上のような状況であります。あと工事の施工に必要となります用地、これはおおむね今月中にほぼ完了する予定であろうというふうに見込みを立てております。それから、現在は工事発注に向けまして県が準備を進めております。

なお、今回の工事につきましては、交差点改良の影響部分に関する工事ということで、施工費用の負担も含めすべての工事を愛知県が施工いたします。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

インベストバンクのほうは、この12月ぐらいには何とかオープンしたいという状況が以前ございましたですね。それは、まず不可能になってきた。しかし、店のほうがオープンをしてしまうというようなことがあってはならんということで、私自身が本町5丁目の改良ができなければ、あのオープンをさせてもらっちゃ困る、町民も困るし、そのテナントに入る業者も困る、瞬間間に倒産をしてしまうというような状況は明らかであります。そういったことを真剣にとらえていただいて、やりかけた以上は、あそこの店はうまく機能できる状況にしてほしい。

また、町民にとっても便利な店ができたということにしたいわけでありますので、そういった意味におきましては、本町5丁目の改良が急務でありますので、よろしくお願いがしたいわけであります。そして、地権者との話が、まずできたということであれば、今度はいつ工事に着工して、完成ができるかということであります。

それに続きまして、東郊線の踏切の拡幅、高架にするという答弁は、前向きに町長から6月議会ではいただきましたけれども、そう簡単にできることではないでしょう。しかし、そういった計画を立てて前に進むんだという号令のもとに、これからいろいろと拡幅の買収も進むであらう。

そういったことに進む中で、やはり東郊線の踏切の拡幅を先にしないと本町5丁目の交差点が幾ら改良されても大変困難ではないかというふうに思いますので、どうしても5丁目の拡幅が進めば東郊線の踏切、これに全力投球をしていただきたい、そんな思いでございます。

その辺のところはいかがお考えでありましょうか、お聞かせをいただきたい。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えをいたします。

まず工事の着工見込みでございますが、用地に関しましては、ほぼめどが立ったとお答えをしております。県の工事の予定でございますが、まだ発注時期、これは未定でございます。

あと工事に着手後につきましては、特別な事情や状況が発生しない限り、今年度中、要するに来年3月までに本町5丁目の交差点改良を終えたいという予定を立てております。やはり占用物いろんな問題ございましてかなり工事期間が要するということでございまして、これは町の関係も含めまして相当の期間を要するという事になっております。

それで、オープンの予定でございしますが、現在大規模小売店舗立地法の届け出は12月ということになっておりますが、設置者側のほうも現在の交差点状況見ますと、12月オープン是非常に難しいだろうという認識を持っておりました。特に今回8月18日の町の意見書につきましても、交差点改良が済むまではオープンを控えるように意見書を出しておりますので、その辺は十分精査して申し入れたいと考えております。

それから、東郊線高架化の関係でございます。

確かに6月議会におきましては、高架化に向けて前向きな答弁をいたしましたのは事実でございます。それで、今後JRとの交渉におきましては、高架化に向けて用地買収はここまで済んで、今後こんな計画を持っていると具体的な案を示す時期が来ているんじゃないかという認識を持っております。

JRとの交渉におきましては、町としてどのような計画を示せば踏切の拡幅につきまして同じテーブルに着いてもらえるのか、この辺が焦点になると思います。例えば高架化を前提とした基本調査、それから設計策定それでいいのか、はたまた都市計画事業としての事業認可を受けまして事業に着手するのが必要なのか、それをお尋ねをいたしました。実際、結果明確な姿勢は示されておられません。

ただ、町としましても、JR側は明確な姿勢を示しませんでした。町としてはできることからやりたいと考えております。まず現在実施しております本町5丁目の交差点、それからJR踏切までの路線測量、それから物件調査の結果、この結果を踏まえまして次のステップを考えたいと思っております。

以上でございます。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

JRへ当然、私は6月議会終わった後に、もう高架に向けて進むんだという町長の表明がありましたので、そのような動きの中である程度の接触をされて、それなりのきょうはお答えがいただけるんじゃないかと思ひまして、それでも部長自身JR側との接触をされて、それなりの資料が必要だろうと。町としていろんな動きをしているというものを持ってJRに行って、交渉したいというような答弁に聞きました。

そのようなことで堂々とJRと交渉していただいて、今までのようなJRの態度はけしからん、そういった部長の考え、町長の考えのもとに、JRが失礼な態度をとるわけがない。ですから、そのような考えの中で堂々と交渉を進めていただいて、本当に蟹江町いい町にな

ったなという状況をぜひおつくりをいただきたい、そんなことで質問を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問8番 伊藤正昇君の「町在住外国人就学児童及び園児の言語問題と保護者との対話をどうするか」を許可をいたします。

伊藤正昇君、質問席へお着きください。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

ただいま議長にお許しをいただきましたので、通告書に従い「町在住の外国人就学児童及び園児の言語問題と保護者との対話をどうするか」について質問をさせていただきます。

1990年6月に出入国管理及び難民認定法が改正され、日系ブラジル人が入国するための法改正が明確化されました。日系三世までの人が日本への定住と単純労働への就労が合法化され、海外、アメリカ、ブラジル等に移住した日系人が合法的に就労ができることになった。1908年に日本人のブラジル移住が始まり、本年は移住100周年に当たり、ブラジルで祝賀行事が行われ、日本からも多数出席され、祝辞を述べられる模様がテレビで放映されました。ブラジルに移民として渡り、現在の大きな日系人社会をブラジルに築いた日本人移住者の累計は約24万5,000人であり、日本に定住している日系ブラジル人は約31万7,000人である。

法務省によると全国の外国人登録者は、1990年に100万人を突破して以降、大幅に増加し、2007年末には約215万2,000人である。内訳については、中国人が約61万人、韓国・朝鮮人が59万3,000人、次いでブラジルが約31万6,000人である。

続いて、都道府県別では東京都が約38万2,000人で最も多く、次いで愛知県、大阪府、神奈川県と大都市圏に集中をしている。愛知県の2007年12月31日現在の外国人登録者数は22万2,000人である。1万人以上の市は4市で、名古屋市が6万5,000人、豊橋市が約2万人、豊田市が1万6,000人、岡崎市が1万2,000人である。その中で、特に豊田市は1989年10月にわずか96人だったのが、1990年の法改正により1年後には1,179人になった。それ以降大幅に増加した理由としては、特定業種の労働力不足のためと思われる。

豊田市の外国人登録者の変遷についてですが、平成元年は2,680人、平成10年には8,780人、そして平成20年になるとただいま申し上げましたとおり1万6,403人である。児童・生徒数は平成元年が18人、平成10年には366人、平成20年には732人である。そんな中で日本語教育が必要な児童・生徒数は平成14年には277人、平成17年には360人、平成20年には577人である。

次に、保見団地という団地がありますが、保見団地の住民約9,000人の約4割以上がトヨタ自動車の下請工場等で働くブラジル人のため、平成20年4月時点での西保見小学校という

小学校で全校生徒195人のうち半数以上の109人が外国籍、その中でブラジル人は104人である。当小学校では、全学年の国語と算数で日本語が不得意な外国人児童のために日本語指導員と教師が特別に指導する取り出し授業を行っている。その他の教科では外国人児童も一緒に教室で授業を受けるので難しい言葉を易しく表現したり、数字や写真等で具体的に示したり工夫している。当団地中心に外国人児童の学習を支援するNPO団体と情報交換や外国人保護者に対する懇談会が地道に努力されている。

次に、平成20年度の豊田市の国際化の経緯と現状についてですが、支援体制の一つに「帰国・外国児童生徒の個に応じた特色ある教育活動のあり方及び彼らと一般生徒との相互啓発を通じた国際理解教育の推進のあり方について学校と地域との連携により実践研究を行う」を目的とした豊田市教育国際化推進連絡協議会（帰国子女教育推進協議会として昭和63年7月に発足し、平成13年度に現在の名称に改正されております。）があり、構成メンバーとしては、教育長、小・中学校長会、トヨタ自動車、外国人雇用企業、豊田西高校、衣台高校、国際交流協会、関係小・中学校、関係子ども園、国際課、保育課、学校教育課である。

以上が豊田市の現状でございます。

そこで、6点ほど質問させていただきますが、最初に5点ほどを一括して質問させていただきます。

蟹江町の外国人は本年3月末現在で1,190人、世帯数では823件である。国別ではブラジル436人、韓国・朝鮮が214人、中国が190人である。私の地元である新蟹江北保育所には18人、新蟹江小学校には24人の外国人が在籍している。ともに対応に非常に苦慮しているということです。

そこで、まず1点目ですが、本町における外国人登録者数は毎年増加の傾向にあると聞きますが、過去5年間の国別の登録数を伺いたい。また、役場での外国人登録の申請時に職員が適切な対応ができるか、できないのか、できない場合はどのような対応をしているのか、またごみ出し等の生活環境の違いに対しても十分な説明ができるか伺いたい。

2点目ですが、外国人の中途入園並びに入学希望者に対してどのような対応をしているのか、4月の入園及び入学の保護者及び子供に対してはどのように対応しているか伺いたい。また、近隣の市町村はどのように対応されているのか伺いたい。

3点目ですが、私は8月19日に豊田市教育委員会教育課の担当者にお話を伺ってきましたが、トヨタ自動車を中心とした企業の市であることから、海外で3年ないし5年赴任して帰国された方が大変多いと聞きました。中でも語学の堪能な方が外国人児童及び生徒に指導されていることが多いと聞きました。当町でも探せば同様な方がおられるかと思いますが、外国人及び児童の園児に対して指導をお願いする考えがあるか伺いたい。

4点目ですが、外国人児童・生徒には、文部科学省や県の教育委員会の規定の中でさまざまな取り組みがされているが、厚生労働省の管轄の園児に対しては規定があるのか伺いたい。

似たような質問ですが、5点目ですが、保育所の設立、管理運営、園児の受け入れについては、外国人園児についても町が責任を持たねばならないと思います。かねてより横江町長は還暦を迎える方に協力をいただきたいと述べられておりますが、報酬を払い、外国人園児及び保護者に対する語学指導をお願いすることはできないか、また町内の学生にも呼びかけ夏休み等の語学指導をお願いすることはできないか伺いたい。

以上、まず5点をお願いいたします。

○民生部長 石原敏男君

それでは最初に、私のほうから民生部に関係した部分についてご答弁させていただきます。

まず第1点目の外国人の年度別登録者数でございますが、15年度はブラジルが296人、韓国・朝鮮が218人、フィリピンが197人、それから中国が87人、その他が152人で合わせて950人であります。

16年度につきましてはブラジルが347人、韓国・朝鮮が217人、フィリピンが155人、中国が94人、その他が150人で計963人。

17年度でございますが、ブラジルが402人、韓国・朝鮮が222人、フィリピンが151人、中国が108人、その他が174人、計1,057人でございます。

18年度でございますが、ブラジルが447人、韓国・朝鮮が218人、フィリピンが146人、中国が139人、その他177人、計1,127人でございます。

また、19年度におきましては、議員が先ほどご質問の中で言われたとおりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、外国人登録の申請時の対応につきましてですが、来庁される方が日本語が話される方と一緒に来庁される方や、本人だけで来庁される方につきましても片言でも日本語が話せる方です。今のところ対応ができなくて困ったということはほとんどありません。

できない場合はどうしているかということでございますけれども、特に外国人登録申請の場合につきましては、英語、スペイン語、ポルトガル語などの9カ国の記入見本集がありますので、それを見ていただきそれに対応させていただいております。

また、他の課への案内でございますが、簡単な英語か直接その場へ案内しているわけでございます。

また、一番現在問題になっておりますごみの出し方につきましては、私どもすべての転入者に対して環境課の職員が町の指定ごみ袋、ごみの出し方などの説明をさせていただいております。外国人の方につきましても外国人用のごみカレンダーで適切なごみ処理の方法を直接伝えているわけでございます。外国人用のごみカレンダーには、スペイン語、ポルトガル語、中国語、英語の4カ国語を用意しているところでございます。

それから、2点目の外国人の途中入園等であります。

平成20年4月、年度当初でございますけれども、20名ほどの外国人の児童が入所したわけでございます。年度の途中で今までに2名が入所し、1名が退所しているところでございます。入所については、日本人と同じ対応をしております。希望する保育所、年齢、入所希望の時期等によって異なりますが、空きがあれば入所をすぐさせることはできますけれども、空きがなければ待つていただくということになっております。ただし転入と同時に入所希望をする方が大変多く、このような場合は特に入所が困難な状況であると言えます。

次に、近隣市町村の状況ですが、入所の要件、申し込み及び決定等についても、いずれも日本人と外国人の区別なく対応をしていると聞いております。

3点目の語学指導であります。保育所入所時に語学指導を行う考えは現在のところ考えておりません。外国人の児童が一番多いのは、先ほど議員が言われました新蟹江北保育所でございますが、ここではブラジルなど南米から来ていて日本語が不十分な児童や保護者に対しましては、日本語を話すことのできる卒園した児童の保護者など必要に応じて通訳をお願いしているものであり、現在のところ大した支障はないと考えております。

また、町といたしましては、今年度実施している事業で住民団体や住民グループが主体となって町と協働のもとで地域課題の解決を図るため、輝来都かにえ・協働まちづくり事業に応募し、町が決定して業務を委託した提案の中に、かにえ子ども日本語の会が行う保育所における次年度就学予定の外国人の子供と保護者のためのプレスクール事業があります。これは、外国につながりを持つ子供たちが家庭教育が不十分なまま就学するケースがふえているということから、ポルトガル語やスペイン語を日常の言語としている新蟹江北保育所の年長児や保護者を中心に、平仮名や数字の練習、保護者に日本の家庭教育を参考にしてもらうなどスムーズに就学できるよういろいろな事業を行うという提案であります。

町といたしましても就学に向けてという言葉ばかりでなく、保育所に入所中の言語や慣習等の違いによる諸問題の解決につながっていくものと思っております。

それから、4番目でございますけれども、語学指導の規定であります。外国人の園児に対する取り組みについての厚労省の規定はございません。

それから、最後の5番目の語学指導者の雇用についてであります。前にも述べましたようにモデル事業は住民団体等を活発化させ、町と住民の協働によるまちづくりを進展させることを目的にしておりますので、その成果と活動の継続を期待しているものでございます。

以上で私からの答弁でございます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

教育委員会が関係する質問内容についてご答弁させていただきます。

まず、質問2番でありました4月に入学する場合でございます。

4月に入学する場合についてでございますが、基本的には日本の子供たちの場合と全く変わりなくということでございます。教育委員会では、毎年就学児の健康診断というものをや

っております。この健康診断につきましては、就学する前の年の10月の終わりぐらいから11月にかけて実施しておりますけれども、保護者に対してはこの10月上旬ぐらいに健康診断のお知らせを実は送付しております。ポルトガル圏の家庭については、ポルトガル語と日本語を併記した案内文をつくらさせていただいて、実はこれも去年作成させていただいたものですが、これをこの10月には来年の4月に入学する子供さんの家庭のある外国人のところに案内文を送付しようと、そんなふうにしております。

また、健康診断が済んでしまった後に来年入学したいんだと、そういう子供もみえますので、そういうところにつきましては、就学予定校の嘱託医、それから嘱託歯科医さんがみえますので、そちらのほうまで行って健診を受けてくださいと、そんなような格好で指導をしております。言いましたように、基本的には日本人の子供と全く同じような内容のことを指導をしております。

それから、年度途中で就学したいんだと、転入してみえる方もやはりおみえになります。そうした場合も全く日本人と同じような対応をするわけでございますけれども、外国籍の児童が転入してくる場合は、先ほど民生部長が申しましたように、保育所と余り変わらないかなというふうに思っています。

教育委員会のほうに、転入でみえる場合は、企業の方が一緒についてみえる場合もありますし、派遣会社の方が一緒について見える場合もございます。仮にそういう会社の方がついてみえない場合でも、結構日本語が堪能な外国の方と一緒にみえになるということがありまして、そういう転入手続といいますか、転学手続のときに本当に全く困ったなというそのような事例というのは、今まではないと思っています。

それから、近隣市町村はどのように対応しているかということですが、先ほど申しました就学児健康診断、これは各市町村時期的には早いところもあるれば遅いところもありますけれどもやることは一緒でございまして、実際その就学の案内等は、ほかの市町村も蟹江町と全くそれは変わらないやり方でやっていると思います。ただ、案内の仕方によって、先ほど私どもは去年そういう案内文をつくってポルトガル語での案内文をつくって今年から送ろうという格好でしておりますが、その辺の対応がやはり市町村ではまちまちなのかなというふうに思っています。

それから、豊田市の語学指導の例を挙げていただきました。その中で、語学指導のお願いを豊田市のような格好でお願いをする考えがあるかどうかということですが、確かに豊田市では外国人の就労者が非常に多いということですが、外国人の中でもトヨタ関連の工場で働く方が相当みえるということですが、豊田市は現実トヨタ自動車と切っても切れないというそんなような関係ということもあって、トヨタ自動車から豊田市へこういう外国人に限らずいろんな支援が実はされているということも聞いております。この当然語学指導もその支援の一つということであると思います。

蟹江町にも探せば多分、同様の方がおみえになるかもしれません。トヨタ自動車以外でもほかの会社でもってこうやって派遣されて、ブラジルのほうへ行かれてという方も多分おみえになるんだろうなというふうに思います。ただ、豊田市といえばトヨタ自動車ということになるんですが、蟹江町でいえば、じゃ豊田市のようにトヨタ自動車というようなそういう会社があるかといえば、やはりそうでもありませんし、なかなかそういう民間会社からじゃあ語学指導という格好で派遣してやってあげるよというところは、まずないかなというふうに思っていますので、その辺のところはちょっと難しいかと思っています。

ただ、会社としてということではなくて、個人として海外のそうやって企業のほうから派遣されて、蟹江町に実際住んでみえて、あとこちらのほうが例えばこういう人を探していますということで募集をかければ、ひょっとして私こうやって行ってきたから何とか助けてあげますよというそういう方がおみえになるかもしれませんので、そういうことも今回参考にさせていただいて、今実は学校のほうでもスクールサポーターということで学校のほうの子供たちにいろんな補助といいますか、先生の補助をしていただく方みえますので、新蟹江小学校ですとか、あと蟹小も外国の子供がいますし、学戸やなんかでもおりますし、そういうところにそういう方が派遣できればいいかなとそんなふうに思います。

ちょっと長くなりますが、蟹江の新蟹江小学校のことをちょっと状況を話させてください。語学指導に関しては、どのようなことをやっているかということをお話しさせていただきたいと思います。

今現在、実は9月現在でございますが、今20名の外国人児童が在籍しております。先ほど7月現在では24ということで議員おっしゃられましたが、転出等ありまして今現在20名ということでございます。内訳としてはブラジル人が11名、ペルー人が7名、ドイツ人が1名、それからフィリピンの方が1名ということで現在20名という子供たちが在籍しております。その20名のうち実は12名を要は抜き出して、豊田でもやっておりました取り出し授業というものを実はやっております。残りの8名というのはある程度日本語もできて、普通の教室に入っても大丈夫かなという子供であります。この12名についてはやはり日本語もちょっと難しいんだということで、こういう取り出し授業をやっているということです。

指導体制ですが、実は新蟹江小学校は外国人児童が多いということで、県から先生が1人加配ということで1名来てみえます。その先生が基本的には語学指導を担当するということになりますけれども、そのほかに実は町独自で予算化しまして語学指導を補助する方をお願いしております。実は3人おりまして、かにえ国際交流の友の会そちらのほうに関係している方でございますが、1人は毎週火曜日必ず来ていただいています。ただ、時間的には短くて2時間ぐらいという格好になりますが、火曜日必ず来ていただいて、あと2人が隔週の火曜日に来ていただいているというそういう状況です。それから、もう1人、実は先ほど言いましたスクールサポーターという方で月・水・金という格好で来ている方がみえて、特に一

番下の1年生のクラスに外人おりますのでそこにつきっきりというか、そういう格好でやっていただいているという方もおみえになります。

あと愛知県ほうからは語学相談員という方が実は2人みえまして、月に1回ですけれども各学校のほうに来校されます。その方たちは当然言葉も非常に堪能な方ですので、学校のほうに聞きますと実際外国の方にいろいろお知らせや何かもしたいけれども通じない場合があるもんだから、そういう県から見える語学指導員さんが、相談員さんたちが見えるときに伝えたいことをまとめて書いて、それを翻訳していただいて、さらには実際に家庭まで行って訪問していただいて、こういうことを伝えたいということをやっているというふうなことも聞かせていただきました。

そんなようなことで、実は新蟹江についてはやっております。蟹江町としましては、そういう県の語学相談員さんや、町で先ほど言いました語学指導員さん、それからスクールサポーター等も活用させていただいて、ある程度効果が上がるように今後も努力していきたいなとそんなふうに思っています。

以上、教育に関することでございます。

○13番 伊藤正昇君

伊藤次長には大変丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

児童課の問題ですが、何かどういう答弁があったか余り私の感じとしては児童課長、私は保育所、これは一番大事なことだと思います。というのは、3歳、4歳で保育所へ来て日本語を約半年ぐらいそこで辛抱すると大変堪能が早いと、保育所の職員の方は言っておりました。そういうことで、もっと保育は町の管轄でございますけれども、お金を多少かけても保育にもっと充実した人を送り込まないといかんじゃないかと、そういう考えは持っております。そうすると今度小学校行ったときには大変小学校が楽になると、そういう考えを持っております。そういうことでもっと充実する気はないか、もう一度答弁願います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

ただいまのご質問は保育所の中で語学の指導という点でございますが、先ほどの部長の答弁の中にもございましたように、まずは協働事業の中で、これはあくまでも就学に向けてというところが大きな目的のところではございますけれども、保育所に会の方々が来ていただいたりとかして、平仮名ですとか、数字ですとか、そういった練習、そして例えば就学の際にどういったものを準備すればいいのかというような絵で作成してわかりやすいものをつくらたりですとか、そういったことをされるというふうに聞いております。

そういう中で、これは子供ばかりではなくて保護者も含めてプレスクール事業というように形で事業を進めていきたいということで聞いておりますので、その辺の協働事業の進め方、効果といったあたりを見させていただいて、今後も同じような形でもって民間のそういう団体の人たちと町が一緒になって進めていければというふうに考えておりますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○13番 伊藤正昇君

そういうことで了解をしときますが、保育所に関してはもっと力を入れていただきたいたいというふうに考えております。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

これちょっとお許しをいただきましたので、8月30日こういう新聞が掲載しておりましたので、これについてちょっと質問させていただきます。よろしくお願いします。

6点目ですが、8月30日土曜日、中日新聞の夕刊1面に「日本の先生ブラジルで学ぶ」という報道がされましたが、この報道見とってやはりどこでも外国人の語学指導には大変困っているんだなという、全国的な考えだなあと思って、特に私も調べた資料の中では、愛知県が一番多い。続いて静岡、神奈川、人口別では東京が一番多いようですけれども、やはり愛知県が断トツで約4,000人ぐらい、それから静岡も多い、神奈川も多い。東京が何でか外国人が多い割には子供が少ない、いろいろな企業のエリートばかり来ておるのかなという感じはしますけれども。

そこで質問させていただきますが、ブラジル移民100周年を迎えた今年、先ほど言いましたが、国と国際協力機構（JICA）は、学校の先生をブラジルへ派遣する取り組みを始めた。ふえ続ける在日ブラジル人の教育に当たり適切な指導方法を模索してもらうのがねらいだ。日本で外国人の子供の教育の指導法は確立されておらず、手探り状態である。国とJICAは8月、愛知県の小学教諭5名と静岡県の中教諭1名をブラジルの学校へ初めて派遣した。今回3週間の短期だったが、来年度からは毎年2年間にわたって10人ほど派遣し、ポルトガル語や文化を学び、帰国後言葉の壁に悩む日系児童のために活躍してもらうという内容である。

横江町長は、派遣事業に対して、教育委員会を通して各小学校に募集する考えがあるか伺いたい。また、8月22日から29日蟹江中と蟹江北中の生徒のアメリカ派遣に同行されましたが、本議会の冒頭にも説明がありましたが、まだ裏話があったらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、お答え申し上げます。JICAの関係のことでございます。

JICAというと青年海外協力隊という言葉の思い浮かべますが、青年海外協力隊ということで実は現職の教員が参加しているということはいろんな例たくさんありますが、実は今回紹介されたものにつきましては、そのJICAの事業の中でも日系社会青年ボランティアというのが対象になるというそんなようなことのようにです。日系社会ということですので、派遣先は南米ということでございます。どうも調べますと今までは外国人の登録者とい

いますか、それが5,000人以上の市町村、自治体に限られていたということで、21年度以降は要は自治体制限というかそういうのがなくなっちゃって全国で年間10名ぐらい派遣するよという、そんなようなことになったというふうに聞いております。

蟹江町の実はこの小学校の先生に募集の呼びかけを行う考えはあるかということでございますが、この募集の流れといいますのは文科省も関係しますので、文科省から愛知県教育委員会のほうにこういう事業があるけれども各市町村のほうに流してくれという、そういう格好になってくるかと思えます。愛知県から私どもの教育委員会のほうに来ますので、そのときに当然その各小学校のほうには私どももこういう事業がありますよということで文書を流すことになると思います。

基本的には、この事業自体は要は個人、やはり個人ということになりますので、個人の希望で、町のほうからあんたどうだというようなこともなかなかそういうこともちょっと難しいということもありますので、ただ本当に行ってみたいんだという、そういう先生がおみえになれば町としましては別に拒むことは何もなく、県のほうに本当にこういう先生がみえるからどうぞということで推薦はしていきたいとそんなふうに考えています。

本当にそういう先生がみえればいいなというふうには思いますが、今回のこういう事業じゃないにしても実は新蟹江にもそういう先生が前、この事業じゃないけれどもJICAの関係で行ってみえるという方もおみえになるようでございますので、先生の中では結構そうやって海外のほうへ行ってみえるというそういうことも聞いておりますので、今回ちょっと事業的に広がりまして、手を挙げていただけるといいかなとそんなふうに思っています。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをしたいと思います。

今現在この蟹江町に外国人登録をされているのが、もう1,200人以上いるという報告が今ございました。その中で、確かに施策としては遅きに失した状況にはありますが、しかしながらこれから急激にふえるであろう外国人労働者、それからその子供たちのための教育、これについてはもう急務でございます。そういう意味で伊藤議員からるご説明をいただきました。そういうことにつきまして保育所、それから小学校についての対策もおくれています。一生懸命やっていきたいなと、こんなことを思っているわけでありまして。

ただ、先般8月22日から29日まで蟹江町の中学校2年生を対象にしたいいわゆる中学生の海外派遣交流事業、このことにつきまして議会の冒頭行政報告ということ形でさせていただきました。あえて同じ報告させていただくのはなんでありますけれども、私の感想といたしましては、まさに国際化に向けてこれから蟹江町もう歩みを速めなければならない、この感覚を強くいたしました。

そんな中で、特に私感覚を持ちましたのは、蟹江町で今現在英語の対応ができる職員が少なくとも3人ぐらいはおります。それから、中国語ができる職員も実はおります。韓国語の対応ができる職員も実はおりまして、この職員をこれからいろんな場所で活躍ができるような場をつくれればいいのかな、こんなことを実は思っておるわけでありまして。そして、また今回海外派遣事業に同行していただきました教育委員会の原先生も、実は今このJICAで南アフリカへ行っておみえになる経験がございました。

そんなことで、我々スタッフと教育委員会、教育長を含めましてアメリカ行ってみましたが、私の報告にもございましたように、我々とは子供は2日間ぐらい小学校へ直接全く予備知識もなく入りました。その感想を感想文として今したためておるわけで、12日までに提出ということになっております。これを聞いて、一度聞きたいなと思っておるんですが、明らかにアメリカの社会でもこれは教育委員会所属のESLという組織がございます。これは外国人がこのアメリカ社会になじむために、そういう特別な教室がアメリカはちゃんとあるわけですね。そのコーディネーターをされておみえになりますビッキーさんという方にも実はお話を聞きました。アメリカは、合衆国でありますので、もうそういうことが大変進んでおります。日本も例外ではございませんので、そういう方式も我々単位ではなく国レベルの考え方で、これから教育委員会所属に置いていただければありがたいのかなと、こんなことも思っております。

そしてもう一つ感じましたのは、マリオン議会にも行かしていただきまして、そのときにできれば議会の皆様も我々と一緒にマリオン市へ行っていただけると、もっとより深くアメリカ社会、議会運営、教育委員会の組織もご納得いただいたかな。これは本当にもう少し強く押していただければ私もよかったんですが、諸事情ございまして今回は我々だけになりましたが、来年度この事業を継続していきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも議会の方も行っていただけるとありがたいのかな、こんなことを私は思いました。

また、我々も10年近く、皆様方もそうでありますけれども、英語を勉強してはきましたが、試験のための英語ということでありまして、なかなかしゃべることができないというのは残念に思います。ここの中にも、ご息さんを留学させてみえる方もおるというやに聞いております。今後はもう国際化に向かって待ったなしでありますので、蟹江町もこれを機により一歩も二歩も前進していきたいなとこんなことを思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○13番 伊藤正昇君

伊藤次長、それから町長、大変ご丁寧な説明いただきましてありがとうございます。

最後といたしまして、豊田の概算をちょっと申し上げたいと思いますが、せっかく行ってきましたので、人口約42万、一般会計が1,712億ぐらい、特別会計が710億、それから企業会計155億で総額2,577億という予算を組んで、そんな中で教育課、外国人及び帰国指導、語学

指導、予算としてこれ国際教育推進協会という大変大きい組織も含めて予算は年間9,500万円使っておるということで、さすが金のある町だなと思ってびっくりしたようなわけでございます。

最後に、この就学ということで語学わからずに、小学校も入らずにだんだん大きくなって、3年生から4年生ぐらいになるとゲームセンターへ入り浸り、そしてもうちょっと大きくなると社会から阻害される、そして青少年、中には回り道、無駄に過ごして同じ境遇のブラジル人の友人とさっき申し上げましたようにゲームセンターや盛り場にたむろしたり、非行グループとの関係になったり、ついには犯罪となる万引きをしたり、車上ねらいをしたり等の窃盗から始まって強盗へとエスカレートして凶悪な犯罪を起こす者が出てくるようになってはいけませんので、児童課にしても教育課にしてもこういうことのないようにしっかり、何といってもブラジル人は私の考えでは日本人の血が入っておるということで、特に強調したいと思います。

そんな中で、最近は麻薬を使用したり、売春常習で補導されるケースが増加して、暴力団の関係も出ている。今日本における少年犯罪の中でブラジル人の青少年の犯罪は、外国籍少年の保護件数の20%を超え、増加の一途をたどっている。厳しい教育指導を必要としているということでございます。少年を収容している横須賀少年院では、実に9割がブラジル人であるということをいろんな本で見ていると、やはり日本人の血が通っておるのを放さずにしっかり面倒見ていただきますことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤正昇君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は11時10分からといたします。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○議長 奥田信宏君

質問9番 山田乙三君の1問目「『外国籍児童の教育』難題を質す」を許可をいたします。

山田乙三君、質問席へお着きください。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三でございます。

まず質問に入る前に、私が最後の質問者と、こういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど伊藤正昇議員が外国人児童について等いろいろ詳しく述べられました。重複

する面、あるいはかぶる面が多々あるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げさせていただきます。

タイトルは「『外国籍児童の教育』難題を質す」でございます。

平成2年改正の出入国管理及び難民認定法の施行以降、愛知県における在住外国人は急激に増加しているでございます。ブラジル人を中心に特定の地域に集中し、定住化が進んでいるのは皆さんご存じのとおりかと思います。少子高齢化及びグローバル化、各国との経済連携の進展に伴い、今後在住外国人は大きく増加していくことが予想されるわけでございます。

理由といたしましては、外国人登録者が景気によって影響は若干受けますものの、一貫して増加し続けていることが上げられます。県内の生産年齢人口が減少し、企業における雇用形態が正社員から派遣・請負労働者へ切りかえられまして、派遣や請負の形態で働く外国人が雇用シスムの一部として社会に定着しつつあることが背景にあると思われます。こうした状況の中で、在留資格を得て就労する外国人の中には子供を連れて来日する方も少なくなく、今後も外国人児童・生徒数は増加するものと予想されるわけでございます。

外国人児童・生徒の教育の現状を見てみますと、その約半数は日本の公立学校に通っておりまして、日本語を十分理解できない児童が多く、日本語指導を受けているわけですが、指導員の不足、指導内容や指導方法の研究が進んでいないこともありまして、十分な受け入れ態勢となっていない場合があるわけでございます。このため、学校生活に適応できなくて人間関係がうまくいかないことや、学校の授業を十分理解できないことから、不登校になるケースが間々あるわけでございます。

ところで、外国人の子弟には就学義務が課せられていませんが、我が国の公立小学校、中学校への就学を希望する場合には、これらの者を受け入れることとしており、受け入れた後の取り扱いにつきましては、授業料の不徴収、教科書の無償供与など日本人児童・生徒と同様に取り扱うことになっておるわけでございます。

さて海部郡下における外国人児童数は、小学校で131名、中学校47名でございます。3市5町1村ですか、こういうことになっております。その中で蟹江町では小学校へ通う外国人児童は、先ほども答弁されましたけれども、若干の数字は違っておるかもしれませんが、私が調べた段階では34名で、郡下では飛び抜けて蟹江町が多いわけでございます。今後も増加傾向にあることは言うまでもございません。

増加要因の一つといたしまして、富吉駅周辺の県営住宅あるいは公団住宅、民間マンションなどがございます。滞在の長期化や定住化傾向の中で、第2、第3世代の子供たちにとって不就学、不登校、進学の問題など教育に関する問題が生じておるわけでございます。この課題の解決に当たっては、言うまでもなく市町村あるいは企業や民間団体、地域住民等と連携、協働して取り組みを進めていくことが必要不可欠であると考えるわけでございます。

そこで、ご質問を7案件についてお伺いをいたしたいと思います。

まず1番目、住民課にポルトガル語など話せる職員は現在おられますのでしょうか、おられない場合は話せる臨時職員の今後の配置予定はどうなっていますでしょうか。

2番目に、日本語がわからない児童への教科の指導はどのようにされていますでしょうか。私は問題ありと思いますが、その一端をお聞かせいただきたいと思います。

また、3番目に、日本語指導での2名から4名の取り出し指導はスムーズにいつていますでしょうか。

4番目に、言語の壁があり、児童間のトラブルはないでしょうか。具体的には言葉が通じないために殴ったり、あるいは足が出たりしてこんなような状況はないでしょうか。

5番目に、学校から保護者への連絡はうまく伝わっていますでしょうか、連絡がとれないことはないでしょうか、この実態等もお聞かせをお願いしたいと思います。

6番目に、日本語がわからない保護者との意思の疎通はどのように、また誤解は生じていないでしょうか、こういった点もお聞かせをお願いしたいと思います。

7番目に、細かいことですが、旗当番等保護者への連絡はどのようになされているのかどうか。

以上7点についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、お答え申し上げます。すみません第1点目は……

(発言する声あり)

○住民課長 犬飼博初君

第1点目は私のほうでございますので、私の方からお答えさせていただきまして、2問目からは教育次長のほうからお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

第1問、住民課に現在外国語話せる職員はおるかというご質問でございますが、現在おりません。話せる臨時職員の配置予定はということでございますが、外国語の話せる臨時職員の配置予定は現在考えておりません。外国人登録で窓口へ来られる方は、先ほど部長からのご答弁いたしましたように日本語の話せる方と一緒に見えになるか、片言でも日本語が話せる、日本語が理解できる方が見えになりますので、特段不便を来しておりませんが、今後必要があれば総務課に要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

すみませんでした。2点目からは教育委員会のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、2点目です。日本語がわからない児童への教科指導についてどのようにしているかということでございます。

これもすべて実は日本語で行われている学校の授業であります、外国から来たばかりの児童・生徒が理解するということは、やはり非常に難しいかなというふうに思っています。しかしながら、それでもって外国人の児童・生徒のためだけに特別な学級を編制したり、また人的な配置をするということは、これは非常にまた難しいというふうに思っています。

そこで、学校では児童・生徒の実態に合った個別にプリントなどを用意して学習をさせたりしております。取り出し指導というようなことで別室でもって、別室といっても普通の教室でございますが、そこで指導をしたりしてもおります。

学校では、日本語の習得は当然であります、子供がなるべく授業についていけるよう、いろんな努力をしておってくれるところでございますが、実際に彼らの学習をすべて支援できているかどうかといいますと、それがなかなかやはり難しいのかなというふうに感じています。

それから、3点目です。3点目で日本語指導での取り出し指導はうまくいっているかについてであります。

これも先ほど触れましたが、学校では実は取り出し授業というものをやっております。取り出し授業については、原則国語の授業のときに実際は行っております。取り出し指導の方法でございますけれども、それぞれ子供の日本語能力、それから学年、国籍などさまざまな条件を考慮した上で児童をある程度グループ分けをして、別室で日本語指導を行っているという状況でございます。

教材です。教材については、実は、これ文部科学省の「にほんごをまなぼう」というような教材があります。そのほか愛知教育大学が開発している外国人向けの教材なども取り寄せて、学校のほうにこんなものでどうでしょうかというそういうふうに使っています。ですけれども、実際には先生方が自分で教材をつくられて、それでもって進めてみえるというのが現実かなというふうに思います。先日も実は学校のほうに伺ったときに、東京外国語大学のホームページからダウンロードしてこういうものを使っているんだよというようなことを実際には見せていただきました。

私どもは、日本語の習得を目的に少人数で集中的に授業を、こうやって取り出し授業でやっておりますので、一定の効果は上がっているのかなとそんなふうには思っております。

それから、4番目です。言葉の壁から児童間のトラブルはないかという質問でございます。

これも言葉が伝わらないというようなことで、当然ストレスはあるかなというふうに思っています。精神的な負担もあると思っておりますし、そういうことからすると学校で外国から転入された児童・生徒に対しては、児童・生徒の心身の健康状態について、それから学級内での児童間の友達関係について注意深く観察していると、そんなようなことでございます。

残念ながらおっしゃられましたように、以前は児童の間でやはりトラブルもあったということを知っています。ただ、最近については、そのような大きなトラブルはほとんどないと

いうふうに学校からは聞いております。

それから、5点目です。5点目は、保護者への連絡がうまく伝わっていないのではないかと
というご指摘でございました。

これも学校から保護者への連絡については、学校も実際のところはやはり苦勞している
ということを聞きました。児童・生徒以上に日本語でのコミュニケーションが難しい場合があ
るんだということも聞きました。

学校での対応ですが、先ほども伊藤正昇議員のときにお答え申しましたが、県から派遣さ
れております語学相談員さんそういう方に学校が伝えたいこと、本当にこれを重要なことと
して伝えたいことについては語学相談員の方に翻訳等していただいて、家庭訪問していただ
いたり、そんなような格好で対応しております。それから、あとはボランティアの方、K I
F Aのかにえ国際交流友の会の方ですとか、子ども日本語の会というものがございまして、
そういう方たちの協力で何とか連絡をしていただいていると、そんなようなことでございま
す。

それから、6点目、日本語がわからない保護者との意思の疎通はどのようにしてみえるの
か、誤解は生じていないのかという質問でございます。

先ほどお話ししましたように、日本語がわからない保護者に対しては翻訳文書等で連絡し
たりしておりますけれども、そういうことをして何とか意思の疎通を図ってはおります。そ
れから、またこの夏休みについてですが、子ども日本語の会というそういう会があつて、外
国人の保護者が新蟹江小学校に集まっていたいただいて実際に懇談会ですとか、そんなよう
なことを話し合われたということを聞いています。簡単な電話のやりとりですとか、保護者と担
任さんと話し合いをしたらとかそんなようなことを聞いています。

誤解というのはやはりあるということです。やはりそれぞれの文化や学校の制度も違うと
いうことで、いろんな思い過ごしもあるというようなことで、ただ問題をなくしていくため
にはお互いやはり顔を合わせて、突き合わせてコミュニケーションを図っていくことしか
ないんだということで、今後も懇談や家庭訪問などでどんな形にせよコミュニケーションがと
れるよう進めていきたいということでございます。

それから旗当番でございます。旗当番等の保護者への連絡はどのようにしているのかとい
うことです。

これは各小学校旗当番がでございます。新蟹江小学校の例をとりますと、学校としては児童
が転入してきますとポルトガル語に翻訳された文書を保護者に渡して、こうやって旗当番が
あるんだよということを説明させていただいているということです。ただ、具体的な説明に
ついては、それぞれ転入してきた児童の地区の子ども会の方だと思いますが、そういう方が
自宅に出向いて、こういうことがあるからぜひやってくださいという、そういうことでお願い
しているということのようでございます。

ただ、実際のところは、外国人の保護者の方が働きに出かけられる時間帯が早いというようなこともあって、登校時間に重なって協力は非常に難しいということで、ほとんど立ってみえないというのが現状ですというようなことを聞きました。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

どうもありがとうございました。

まず、私は、一般質問とか代表質問したのを一覧表として自分で持っているわけですが、平成14年の12月定例議会一般質問で、今から6年前ですね、とにかく国際化、グローバル化ということで、私、非常に興味を持っておりまして、6年がたち現在に来ておるわけですが、かなり具体化してきておるなど、こういう実感をしております。

その中でタイトルといたしまして「進む国際化、地域・学校・行政の対応を問う」まさしくこんなようなことだと私は思いますけれども、その中で、私はとにかくごみ出しについては、ごみの区分については5カ国語を書いてしてくださいよと、現在皆さんご存じのようにごみ袋には5カ国語が書いてあって、整然とといいますか、きっちりしっかりいう形に近い形で出されておると、こういうことでございます。

また、ブラジル人の方におきましては、ネット等で資料を取り寄せましたけれども、とにかくリーズナブルといいますか値段が安い、お金がという面もあるでしょうけれども、ブラジル人学校は愛知県に2校ございますし、愛知、三重、静岡に2校、2校あります。それから岐阜県に1校がある。こういうところで、ポルトガル語あるいは同じ国の方々が勉強し合うというのが、私は一番ベストだと思っておりますけれども、やはり経済的な面ということで各小学校へご入学されるのが偽らざる実態だと思っておるわけでございます。

それで、特に先ほど伊藤正昇議員からの質問の中でも答弁で、新蟹江小学校は多いわけで、これからも例えばあそこに該当する新蟹江北保育所がございますけれども、来年度また入学される、あるいは先々入学される方が多いわけで、どんどん外国人の方がふえていくだろうなとこういうとり方をさせていただいておりますし、私自身は富吉地域に住んでおります。富吉の駅に南側に参りますと大変多くの外人の方に出会うわけでございまして、まさしく国際化が現実的なものになってきたな。きょう議員の皆さん見えておられますけれども、富吉地域は外人の方が本当に多い。これからも受け皿といいますか、利便性、名古屋まで近い、あるいは供給公社、住宅の受け皿があるところといった面、それからお先に住まわれておられる友達をお呼びになる、こういうケースからも考えましてさらにふえていくだろう、こういうことを思っています。

それで、それぞれご答弁をいただきましたけれども、再質問という形でさせていただきたいと思います。

まず、1番目の質問、住民課にポルトガル語を話せる職員はおられますか、あるいはおら

れなければ話せる臨時職員の配置予定はございますでしょうかということで答弁をいただきました。ありがとうございます。

この背景を若干述べてみますと名古屋市にあります国と国際協力機構、言うなれば JICA でございますが、全国で31万人のブラジル人の大半は日系人でございます、17万人が愛知・岐阜・三重・静岡に住んでおられるわけでございます。愛知県で外国人が最も多いと言われるのが皆さん頭に浮かぶように豊田市でございます、豊田市は市の職員体制は市民生活課にポルトガル語などを話せる職員4人を置いています。そのうち3人は臨時職員だそうでありまして、配置されておられまして、外国人が外国人登録あるいは申請、または在留期間、在留資格の変更手続で市役所を訪れられた際に、1つの窓口ですべてのサービスが受けられるワンストップサービスですね、この向上に努めておられる。さらには、本人に例えば税を、あるいは国保、国民健康保険ですけれども、出向いていただけるほかならないこういった点につきましても、外国語を話せる職員を配置しておられるそうでございます。

一般的に豊田市レベルだという感覚でとられがちでしょうけれども、後からでも言いますけれども東浦町ですね、もうここから1時間ぐらいのところにありますけれども、大変多くの外国人の方が住んでおられますし、児童も多いわけでございます。ですから、市あるいは町じゃなくて、実際に対応策を考えていかないと大変なことになってくるよと、こういうことをあえて申し上げたいと思います。

それから、ところで当初、蟹江町はことし7月1日現在、これホームページで調べたわけですが外国人の登録者は824世帯、1,200人でございます。多少の数字の変動は若干あるかと思います。こういうことでございます。今後少子高齢化の中で、外国人労働者の就労人員、当然子供連れも含むわけでございますけれども、増加傾向にある中で、対応、対策が急がれるわけでございます。

次に、2問から7問にかけまして、まず初めに8月30日、伊藤正昇議員も言われました。中日新聞の夕刊に1面に大きく載っておりました。また、ダブって申し上げますけれども、「日本の先生がブラジルで学ぶ」、サブタイトルといたしまして「日系児童教育に生かす、国・JICAが派遣事業」と大きく報道をされました。私も関心を持って読まさせていただきましたけれども、その中でブラジル移民100周年を迎えたことし、ふえ続ける在日ブラジル人の子供の教育に当たり、適切な指導法を模索してもらうためがねらいだそうでございます。実際ブラジルへ行って目で眺めてくると、こういうことでございます。

8月初旬ですね、JICAの日系社会青年ボランティアとして愛知県東浦町の小学校の教諭が、女の先生ですけれども、サンパウロ市にございます小学校の教室を除いてびっくりされたそうでございます。それは何かというと、片足をいすの上に乗せたり、女の子は両耳にピアスをしていたり、つめには色とりどりのマニキュアですね、これが光っていた。それから、いすに片足を乗せて座ると、当然ながら日本では行儀が悪い、非常に怒られるわけでご

ざいます。でもブラジルではリラックスできる姿勢で勉強するのが、これ普通である。こういうことらしいです。ピアスは生まれたときに親御さんが耳に穴をあけてつけてくれるのが祝福のしるしだそうです。まさしく私もそうかなと思ったんですけども、文化、習慣の違いというとならえ方だろうと思います。

教諭が勤務されます東浦町の小学校では3人に1人がですよ、ブラジル人です。ですから、蟹江町からわずか1時間足らずのところに東浦町ございますね。ここの背景見ますと刈谷市、特にもとは車関連のそこへお勤めに行っておられるのかなこういうふうに推察するわけですけども、東浦町が大変多い、そういう外国人の子供さんがおられるということでございます。

日本語のできる子供がいれば、またはポルトガル語しか話せない子や両方とも中途半端な子も当然おられるわけでございます。日本で外国人の子供の教育、指導方法は確立されておりません、ずばり言いますと。手探りの状態が今あると私は思っております。

外国人居住者の多い豊田市には国際課という部署がございます。これもネットで調べました。主な事業は、就学前児童を対象にした言葉の教室の開催、NPO団体への事業委託、4つありますけれども、1つは、児童・生徒の学習支援事業、2番目に青少年の自立支援事業、3番目には住民の地域参加促進事業、4番目には不就学児童・生徒のサポート事業がございます。

トヨタ自動車も1億円等寄附されたり、あるいは下請業者もそれに近いお金を寄附されたり、非常にご苦勞をされておられます。しかし、対策は残念ながら後手後手に回っている現状でございます。現場を預かる先生方のお気持ちといいますかね、片方ではいろんな学校の問題がございますし、片やこういった外国人児童の問題もございます。俗にモンスターペアレントといいますかね、こういうような問題も現実起きておりますし、また片や外国人児童の教育の問題、非常に先生方は頭痛いだろうな、何とか私もしゃべるだけじゃなくて協力することはないだろうかなということで、いろんな資料を調べながら今後役に立ていけることはしていきたい、こういうふうに思っているわけでございます。

それで、今も言いましたけれども、蟹江町当然ながら小学校5校、中学校2校があるわけで、新蟹江小学校多いから知らんよということは先生方決して言われない、地域住民も言わないと思いますが、こういった問題を共有化して家庭と地域、あるいは学校、自治体が問題解決に向けて連携を深めていかなければならないということは、私が声を高らかに言うまでもございません。

さらには、教育委員会の委員の方々、あるいは国際交流友の会、かにえ日本語の会などの方々も協力を願わなければならないということは言うまでもございません。外国児童は日本語わかりません。先生においておや、ポルトガル語など外国語わかりませんでは、教育といった面から前に進まないということは事実でございます。現実の問題としてあるわけです。

この件について、それぞれ教育委員会でいろいろと検討されておられる、教育長のご見解、あるいはご所見ですね、最後に町長のご所見ご見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○民生部長 石原敏男君

それでは再質問の中で、特にそれぞれの窓口での関係についてお答えさせていただきます。

議員が言われますように、最近蟹江町におきましても外国人の労働者がふえています。また、今後もふえると思われます。幸いにも今日まで窓口での大きなトラブルもなく、平穩に過ぎてきているのも事実であります。今後このように就労者外国人がふえてくれば、やはり言葉の問題でトラブルも起きるかと思しますので、その辺については十分今後配慮しながら、研究しながら、また対応をしていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

現在学校におきましては、指導方法とか、子供との接し方、あるいは保護者とかかわり方ということで対応しているところであります。しかしながら、今後この蟹江町においても外国人の児童・生徒がふえると予想をしております。私自身も、町内では特に新蟹江小学校に多い状況かなということを思います。3年前の新蟹江小学校の外国人の児童は9名でありました。現在は今20名ということであります。この蟹江町におきましても、小学校に入る前から豊田市さんのようなそういうような対応ができていけば、さらに一步進んだ対応で取り組んでいけるんじゃないかなというふうに思っております。

ところで、先ほど来ずっと出ていますけれども、ちょうど本年度町の協働まちづくりモデル事業というのがございまして、このモデル事業で実際9つがある中の1つが、かにえ子ども日本語の会というのがございまして、ちょっと重複しますがけれども保育所における次年度就学予定の外国人の子供と保護者のためのプレスクール事業と、こういうようなことで本年度実施されるというようなことを聞いております。

そういった面から考えて、今後私どもも先進校、先進地区のことを参考にしながら、また動き始めつつあるこういう団体とも連携、あるいは地域とも連携をとりながら、取り組んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

平成14年、私もちょうど議会議員をやっておりました。そのときに山田議員がこのごみ袋の質問をされたというのは、私も記憶に新しいところでございます。今現在、蟹江町における、先ほど来もご答弁申し上げましたとおり、1,200人近くの方が今登録をされておる実態の中で、急激な国際化というのは、もう波は押し寄せているわけでございます。そんな中で蟹江町としての施策、今教育長が申し上げましたとおり、教育のみならず蟹江町の施策の中

でも考えていかねばならないということは、もう重々承知をいたしております。

そんな中で、委託事業として今も説明ございました保護者のためのプレスクール事業をやっていた方が幸いお見えになりました。そして、伊藤議員の中にもございましたように、ことし初めての試みといたしまして実は壮年式を企画をいたしております。その中に、外資系の会社に行ってみえてリタイアされる方、それから外国語を使ってお仕事をしてみえる方おみえになるやに聞いております。そういう方々の新たなお願い事として、蟹江町として次の施策、何かこれ役に立つようなヒントがないのかな、こんなことも含めて実はこれからの生きがいつくり、これを提供するそういう絶好の機会になりはしないかな、こんなことも含めて実は考えておるわけでございます。

そして、また子供たちのことも含めてでございますけれども、国際化の波は待ったなしでございます。職員の採用につきましても、先ほど来ご指摘を賜りました受付で今支障がないという答弁もさせていただきましたが、これからそうは言っておれない状況が多分来るのであろうこんなことも考えておりますので、これも来年度の施策も含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

特に今後、東浦町の町長さんともお話をする機会が実はございます。このことについても今度中学生の派遣事業をやるんだよということも、実は内々お話をさせていただき、我々も急激に会社関係の従業員がふえましたと。それについて、国際化協会を通じてお願いをした経緯がありますというようなこともヒントをいただきました。

幸い蟹江町には国際交流の会K I F Aがございまして。そのK I F Aも今の事務局は企画情報にございまして。この企画情報の中にK I F Aの事務局を兼ねて担当がやっておるわけでありましてけれども、今後この国際化に向けて、国際化ができるかどうかわかりません。その課の部署が人数の関係でできるかもわかりませんが、民間の人の力を使いまして、どこかに事務所ができて、総合的にサポートができるようなそんなことができればいいなと今考えておる次第でございますので、何とぞご理解をいただきたいと思いますし、また議員各位の皆様方におかれましても大所高所にわたってご協力を賜りますことを心よりお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○12番 山田乙三君

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

一つだけ要望を申し上げておきます。

私、今回質問に当たり、いろいろとネットから入手させていただきまして、こういった形をご披露させていただきます。この方、浅田秀子女史とあえて申し上げます。これ博士論文のあれですね。タイトルは「外国籍児童の教育、公立T学校の取り組みと県営X住宅を中心とするボランティア活動の事例」という形で私も読まさせていただきました。非常にいろん

な方が国際化、グローバル化について熱心に研究やら論文を発表されております。

また一つ、日本の人口は1億人を超えておりますけれども、皆さん使われる少子高齢化、たださらっと言うんじゃないくて、やはり少子化、あるいは高齢化の中に近いうちに8,000万人ぐらいになるであろう、そういう人口が減ってくるであろうこういうことが予測されます。その中に相まってインドネシアの看護師さんですかね、介護の方々もこの間盛んにテレビや新聞で報道されました。とにかく日本の経済をこれから前へ進めていくためには、そういった外国の方々のお力をかりなければなりません。

当然ながらお子さまの教育ということで、人と人との共生という点で、これから特に力を入れてなければいけない、私は警鐘乱打とは言いませんけれども、そういった点で子供の外国人における教育について警鐘を申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で山田乙三君の1問目の質問を終わります。

ちょっと時間が早いようですが、暫時休憩といたします。

午後1時に再開といたします。

(午前11時48分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

お手元に伊藤正昇君の一般質問のときに出ておりました各団体提案モデル事業のパンフレットが配付をしてあります。一番初めの一番上書いてあります外国人の子供と保護者のためのプレスクール事業というのがモデル事業で採択をされて、これがこの15日の町内会の回覧、広報と一緒に配られるというふうにお聞きをしております。お目通しをお願いをいたします。

それでは、山田乙三君の一般質問の引き続き2問目「『屋上緑化で省エネ対策』を問う」を許可をいたします。

○12番 山田乙三君

新政会 12番 山田乙三でございます。

私が最後の、2問目、最後の最後ということで、いましばらくお付き合いのほどお願いを申し上げたいと思います。

ことしは本当に暑かったなという実感を皆さんお持ちだろうと思いますし、私も暑がりです、本当にちょっとことしの夏は大変だったなこう思っています。また一方では、岡崎あたりで集中豪雨、言うなればゲリラ豪雨と言ったほうがいいかもしれません。残念ながら気象庁

が予報ができない集中豪雨が、1時間に100ミリ以上のバケツをあけたような雨が降ると、こんなような状況がことしは特にあるということで、かなりの方も亡くなられておられると、こういう状況があるかなと思います。

それでは、通告書に従いまして、「『屋上緑化で省エネ対策』を問う」について質問をさせていただきます。

地球温暖化をはじめとする環境問題への対策といたしまして、とりわけ大都市におけるヒートアイランド現象の緩和のため、都市の緑化推進が大きな課題となっております。しかし、都市部では活用できる土地が少なく、緑は減少傾向にあるのが現状でございます。

そこで、注目されますのが、ビルなどの屋上に芝や樹木、草木を植える屋上緑化でございます。屋上緑化にはたくさんのメリットがございまして、第1に、植物の蒸散作用などによりまして周りの気温を下げ、高い断熱効果で省エネが実現できるわけでございます。冷暖房費のコスト削減も可能でありまして、片やCO₂の固定や雨水の保水による洪水防止の効果なども期待されるわけでございます。人が身近に自然と触れ合える憩いの場としても利用できるわけでございます。さらに、騒音の低減、外的ダメージによる建物の劣化を防ぐ点なども挙げられるわけでございます。

近年、各自治体が建物の緑化を義務づける動きがございまして、例えばすぐ近くの名古屋市では、平成20年10月31日より緑化地域制度が施行されるわけでございます。この制度は、市街化区域全域を対象に一定規模以上の敷地、原則として300平米以上でございますけれども、において建物の新築や増築、同制度施行時の床面積の1.2倍を超えるものでございまして、行う場合に定められた面積以上の緑化を義務づけるものでございまして、都市緑化法により規定されております。また、新築及び既存の個人用住宅、事業用の建築物の屋上、壁面緑化の工事に対しまして助成を行う、名古屋緑化基金建築物緑化助成制度が既に実施されているところでございます。

平成20年については、緑化地域制度施行に伴って個人の助成上限額が引き上げられました。現在屋上緑化制度に対する助成内容は、10平米以上かつ屋上面積の10分の2以上の緑化工事を対象に工事費の2分の1額、ただし緑化面積1平米当たり2万円、上限は50万でございます。なお、助成の申請は、緑化工事を行う前に手続をする必要があるのは言うまでもございません。

ビルやマンション、個人住宅、学校、教育施設、病院、高齢者介護施設など屋上・ベランダを使って環境や省エネに貢献でき、さらに土を使わず軽量で手入れ簡単な天然芝による屋上緑化が普及するのは確実でございまして、自治体にあつては、対応のおくれは許されるものでは、私はないと思っています。見過ごすことはできないのではないのでしょうか。既に近くの病院ですけれども、海南病院では屋上緑化に部分的ではございますけれども、取り組んでおられることも紹介をさせていただきたいと思います。

一方で、企業と市民団体が進める環境活動のエコの輪の一環といたしまして、路面に水をまいて涼しくする打ち水イベントが全国展開されていますのは、皆様方テレビでもよく見られる光景でございます。

そこで、お伺いをさせていただきたいと思います。

1 番目に、屋上緑化についてのご所見。

2 番目に、緑化地域制度施行の見解はございますでしょうか、その見解について述べていただきたいと思います。

3 番目に、打ち水普及の呼びかけはいかがなものでしょうか。

4 番目に、公共施設への屋上緑化の取り組みは。

5 番目に、エコライフの思いを新たに、省エネPRはどのようにということでございます。

以上5点について答弁をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。

地球温暖化など深刻な環境問題に対しまして、屋上緑化を初めとする都市緑化の推進について5点お尋ねをいただきました。

まず1問目の屋上緑化についての所見、それから2問目の緑化地域制度、4問目の公共施設の屋上緑化の取り組みについて、これにつきましては私のほうからお答えをさせていただきます。

なお、3問目の打ち水の普及と5問目のエコライフのPRこれに関しましては、環境対策の主管部局であります民生部長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、屋上緑化について所見をお尋ねであります。

町の緑地でございますが、当町の場合、名古屋市のベッドタウンとして都市化が進んでおります。最近特に高層住宅がたくさん建築されるようになりました。しかし、ずっとあたりを見回していただくとまだまだ市街地を包み込むように良好な農地や水田等も多く、水郷の里として水辺もございます。幸いにして高層建築が建ち並ぶ大都市名古屋、このような名古屋のようにヒートアイランド現象を心配するまでには至っておりません。確かに屋上緑化は新たな土地を必要としないので比較的容易にできること、高い断熱性による省エネ効果、また自然と触れ合うための憩いの場となるなど、多くのメリットが多々あります。このように緑地を確保する手段の一つとしては非常に有効であると思っております。

2 番目に、緑化地域制度の施行についてお尋ねであります。

この制度はヒートアイランド現象の緩和、それから火災時の延焼防止、人々が安全かつ快適に生活するために緑を確保する一つ的手段として名古屋市が10月から実施をいたします。先ほどの議員のご質問にもありましたように、主な概要につきましても敷地面積が一定規模

以上、原則で300平米以上、この敷地において建築する場合に緑化を義務づけているのが特徴であり、この特徴が大きな点であると考えております。

当町での緑化対策、この一環として私ども蟹江町の指導要綱で一定規模以上の宅地造成、それから集合住宅等の建設、これを行う場合に緑地を設けるように定めて指導し、推進しております。ただ、名古屋市のように新築及び既存の個人用住宅、事業用建築物の屋上、あるいは壁面緑化の工事に対する助成制度は現在ございません。

名古屋市の緑化地域制度、これは都市緑地法に基づく制度でございまして、名古屋市が全国に先駆けて行うものであり、今後東京、横浜市、これも制度の導入を予定しているようでございます。

次に、4問目の公共施設への屋上緑化の取り組みについてお尋ねであります。

1問目でお答えしましたように、町は名古屋市と比べるとまだまだ都市化が進んでおりません。ヒートアイランド現象も至ってはおりませんが、しかし地球の温暖化が進み、最近では先ほど質問にありましたようにゲリラ豪雨、雷雨が多発しているのも、この温暖化による気象の変化が関連しているのではないかと考えております。当然町といたしましても、緑化は真剣に取り組むべき課題であると考えております。

このような状況の中に屋上の緑化は非常に有効な手段で、近隣では先ほどおっしゃいましたように海南病院が部分的に取り組んでおられるようであります。公共施設の屋上緑化、これについては特に新たなスペースを確保する必要はなく、現在の施設で行うことも可能ではないかと考えております。

なお、財政上の問題もございしますが、補助金や助成金制度、これは名古屋市の地域緑化制度の実施状況を踏まえながらあわせて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私のほうから3番目と5番目をお答えさせていただきます。

最初に、3番目の打ち水普及の呼びかけであります。打ち水には道路などのほこりを抑える効果があり、また夏場には涼気をとるためにも行われます。また、水が蒸発することで熱を奪い、それによりわずかではありますが温度を下げる効果があることから、地球温暖化の防止につながります。ことしも7月22日から8月23日までの1カ月間、全国一切に打ち水大作戦が展開されました。地域によってイベントを開催し、推進をされたところもございます。

町といたしましても地球温暖化対策として非常にいいことだと思っておりますが、町はイベントを開催することは現在のところ考えておりませんが、町民一人一人が自宅の周りに打ち水をしていただくよう、町広報等で打ち水の効果等を掲載していきたいと考えております。

5番目のエコライフの思いを新たに省エネPRはどのようにの質問であります。町のエ

コライフの取り組みといたしましては、1つ目に、ごみに対しては分別することによりごみ減量につながります。ごみの現状として大半がリサイクルできる資源ごみであります。そこで、資源ごみを増やすためにも町として常設資源ごみ置き場をこの9月から開設したところでございます。また、生ごみの減量対策として、生ごみ処理機を購入された方に補助金を交付しています。今話題となっておりますレジ袋については、現在削減、有料化などに向けて検討中であります。

2つ目に、エネルギーすなわち地球温暖化の防止であります。

冷暖房温度の設定、不要な照明・電気製品の熱、無用なアイドリング等家庭でできる小さな心がけで防止できると思っております。

3つ目に、水であります。水を賢く使った節水も大事な省エネであります。家庭からの生活排水対策により水質浄化も節水につながります。

省エネにつきましてはまだまだあると思いますが、以上3点を中心に町といたしましては町広報やホームページなどで住民にわかりやすくお知らせしております。今後も掲載の回数をふやすなどして、一人でも多くの方が参加できるよう呼びかけていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

それぞれ答弁いただきましてありがとうございます。

打ち水に関しては、とにかく水を無駄に使うということは、確かにもったいないということでもございますけれども、私は水道の水を使うということもございますけれども、雨水を使う方法もあると。これは、これから一部供用開始が始まります広域下水にも波及するわけですが、広域下水を接続し、その後の浄化槽、もちろんきれいに洗ってですが雨水をそこにためて打ち水に使う、こういうことも非常に有効利用、あるいはいいことだなと。地球温暖化といいますかね、温度を下げることに、こういったことも考えられる。いわゆる広域下水の接続率アップにも後押しできるようなお話に相なるかなと、こういうふうに思っています。

そこで、質問でも言いましたけれども、異常気象あるいは集中豪雨、地球温暖化、ヒートアイランド現象、とにかく天候が不順でございまして、素人でも異常だなと感じるわけがございます。片や台風に関しては気象衛星がきちっとしてありますんで、進路だとか勢力だとか刻一刻と情報が伝わってまいりますけれども、この間の集中豪雨、ゲリラ豪雨に関しましては、気象庁の係官ですらお手上げをする状態ですね。まさしく異常気象時だなと、こう感じないわけにはまいりません。

ですから、何かそれぞれが地球に優しいといいますかね、環境に優しいこういった点でこういった屋上緑化を提案させていただいておるわけでございます。そんな中で、昨今テレビ

で取り上げられているのが、屋上庭園あるいは屋上緑化であります。土を使わず軽量で手入れ簡単な天然芝。これは大手メーカー、メーカーも知っていますが、あえて大手メーカーと申し上げますが、開発されたことも大きな後押しになっておる。これがどんどん各自治体を中心に広まってくることは言うまでもありません。

東京では盛んにテレビでやっておりますけれども、ビルの最上階、屋上でミツバチを飼って、ハチみつを採取している様子が盛んにテレビ放映をされているわけでございます。東京のコンクリートジャングルの中にミツバチを飼って、ハチみつがとれるのだろうか、最初見たときはそう思いましたけれども、現実にはそういうことをやっておられるわけでございます。

一方で、屋上あるいはベランダが天然芝にされる形態が、自然として一般家庭でも時間的なずれはありますけれども普通の状態にはなりはしないかな、そういう日が遠い日ではないと私は思っています。地球温暖化、ヒートアイランド現象、省エネの対策といたしまして、本町の、私の思いでは総務部の屋上、特にそこはここから見れますけれども明かり取りが幾つかありますので、効果としてはどうかとは思いますが、一つの例として総務部の屋上あるいは生涯学習課ですね、ここからのぞいてもらおうとあれですけれども、屋上に手始めに行政みずからがお手本を見せて導入することは非常に波及効果が大でございます。積極的に緑化するお考えはないでしょうかということ再質問をさせていただきます。

ややもすると1問目の答弁の中で、町長さんがことしから壮年式を行う。たまたま私、平成14年12月の定例会で、進む国際化と2問目に輝いて生きる年輪の集いを提唱するということで、それ以後6年がたちました。決して揚げ足を取って悪口を言うわけでもございませんけれども、やはり熟慮に熟慮を重ねていいことは実現していくものだな、その中で申し上げたのは、飛島村、弥富市がもう既に十何年前、20年前にもうそれを導入されている、七宝町もやっておられる、あるいはほかもやっておられるようなことなんですね。これは言うなれば人生80年、100年といいますけれども、皆さんが同窓生が一堂に会するのは成人式、次に、各個別にはクラス会もありますけれども、定年を迎えた還暦だな。今回、町長さんが、年輪の集いじゃなくて壮年式をやられると。非常に私もうれしいわけでございまして、集まられた方は非常にお喜びになられるだろうと、今から思っておるわけでございます。

ですから、今こういう屋上緑化といいますと一般家庭においては、ちょっと時期尚早かなという感否めない事実でございますけれども、やはり行政といたしましては、エコの窓口といたしましても率先してお手本を見せるといいますか、こういうことを例えば海南病院、あるいは名古屋市だ、先ほど答弁にございましたけれども、各自治体がどんどん市を中心として取り組んでいくことは火を見るより明らかでございます。どうか右顧左弁、右を見たり左見たりいろいろ検討すること大事でございますけれどもよく熟慮なされまして、積極的に取り入れをしていただくことを要望したいと思います。

その点について、もし町長さんお考えがございましたら、答弁いただけたらあり

がたいと思いますが。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

大変平成14年の話は、私も記憶に残っているわけございますけれども、熟慮に熟慮を重ねた結果、蟹江町でできる条件がそろったというふうにご理解いただけるとありがたいのかなというふうに思います。

それとエコライフにつきましては、先般お認めをいただき、今日議案にも上程をさせていただいておりますが、給食センターの話がまとまりつつございます。そんな中でエコの中心の施設として屋上緑化までは、私は実は頭の中には計画としては一番最初に描いたわけでありましてけれども、それより太陽光発電を普及をさせていったらどうだろうということと、あと雨水の活用、蟹江町もこれから合併浄化槽から流域下水道に変わってまいります。名古屋市と違いますのは、合流式ではございません分流式で、雨水はあくまでも雨水として利用し、生活雑排水だけが処理をされるという大変合理的な処理方式であります。

そんな中でのとりあえず蟹江町の給食センターにはまだ下水道は完備してございませんが、合併浄化槽の処理になるわけでありましてけれども、雨水の利用ということで散水、そしてトイレ、これに使いたいなこんなことを思っておりますし、先ほど来ごみ減量のための機械に今現在2万円、最高額補助をさせていただいておりますが、そろそろ蟹江町の各家庭にも相当行き渡った状況で、予算も若干残るような状況が実は昨年度から参ってまいりました。そんな中でもう一つ、一つ考えられないかなということで太陽光発電、これも実は平成10年、11年ぐらいに、私が議員の時代に前町長さんに質問をしたことが実はございます。時期尚早であるからもうしばらく考えたいということでありましたが、もう既にその時期は到来しているというふうに私は考えております。そういう意味で、それぞれの家庭にまだまだ機械としては高いんでありますけれども、エコの象徴としての太陽光発電、これに対する設置の補助金制度の検討もこれから来年度に向かって始めていきたいな、こんなことを思っております。

その中で天然芝の、実はそういうメーカーも私も知っておるわけでありましてけれども、そういうことも加味いたしまして、考えてエコに対しての蟹江町をアピールしていきたいな、こんなことを思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○12番 山田乙三君

ありがとうございます。

要望を申し上げて、2問目の質問を終わりたいと思いますけれども、最近パソコンが普及して久しいわけでありましてけれども、海部郡において3市5町1村といいますかね、その中で私も暇ではないわけですがけれども、一応関心を持って各市、あるいは町・村のホームページを眺めさせていただきます。非常にそれぞれ町長さんを中心としていろんな施策を積極的にやっておられます。蟹江町、人口3万7,000人のところでございますけれども、決して他

町村に負けることなく、指をくわえているわけにもいきません。そういう中で、いい意味で情報社会、競争だなどつくづくそう思っておりますし、あえて名前は伏せますけれども、ある町では非常に積極的に施策を導入してやっておられる。右顧左弁と言いましたけれども、独自の施策を打ち出しながら前へ前へと進めておられます。

まあそういうところで打ち水とも言ったが、わずかなことですが申し上げます。これも広域下水に絡んでの話なんで、水は非常に貴重なものだ。余った浄化槽どうするんだと、非常に初歩的な疑問も町民の方から当然出てくるわけですね、これから接続をお願いするに当たって、こういうことも知恵を絞りながらあれやらこれやら出し合いながらやっていかなければなりません。

私も微力ですが、議員の一人としてチェック機能を果たすのは当然でありますけれども、そういったネットを十分駆使しながら情報を入手し、いろんな点で反映できればなどと思っています。

これで要望を申し上げて、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

これで一般質問を終了をいたします。

日程第2 議案第56号「(仮称)蟹江町給食センター建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

まず第1点にお尋ねをいたしたいことは、この入札に当たっての業者の関係であります。

正式にこの本会議でございますので、もう一度聞きたいと思いますが、制限つき一般競争入札で業者の告示をして業者が出てきたわけでありましてけれども、その結果3社のみが参加であったと。なぜだろうかな、それが一つお尋ねをするわけでありましてけれども、大体これほど大きな工事であると、最低でも10社くらい来てやっていただければありがたいかなと思ったのが、3社しか来なかったこと。これについてなぜだろうかな、どのようにまず思われたのか、これが第1点であります。

それから2つ目には、びっくりしたほど安く落札をされております。当初考えられておりましたときに、最初の計画だと大体6億6,000万ぐらいの建物でどうだろうかという見積もりがされてあったのが、8億5,470万ということで1億9,470万という額になっていたわけがあります。総トータル的にも相当な金額が伸び切ってしまうておりましたので、当初10億円以下ぐらいでどうかという一つのめどがあったわけでありましてけれども、それが12億近くになって、えらいこれは財政的にどうかという心配事などがあったわけでございますけれ

ども、今回のこの3社が競争されました結果、非常に今までに特に入札で談合問題がしきりに言われまして、大体とめ札の大体99%だとか、98%だとか、よく言われておったんですが、大体これ88%ぐらいで小原建設さんが落とされたようであります。非常にこれびっくりをしているわけであります。

町が決められた額は、大体予定価格3%ぐらいに町長がお切りになったのかなというふうに思っておりますけれども、予定価格は8億2,900万というような最初の設計単価等からいうと3%ぐらいかなという計算ざっとすると思われるわけであります。しかし、町が決められました最低予定価格より落とされた人が何と6億9,500万、約13億4,000万ぐらい、予定価格よりも……

(「13」の声あり)

13億じゃない1億3,000、13億じゃただになっちゃう、おつりが来ることになるわ。こんなことはないわな。ということで非常にびっくりしておるわけでございますけれども、本当にびっくりしたわけであります。

したがって、落札したときに担当された皆さん方から考えたときにどうだったのかな、これは本当なのかな、いやこんなに安いはずはないがなというふうに思われたかどうかですね、どうして、落とした業者がやったことですので中身わかりませんけれども、率直に考えてこういうような時期にこういう金額で落札をされたということについてどのように思われておられるものか、これが2つ目の質問であります。

そして、また6月に出されたときに、大変我々のほうから厳しく少しでも安くならんかならんかという意見が協議会でも委員会でも出た結果、村上所長のほうが頭をひねりまして、先回資料が出たわけでありますけれども、500万くらい絞りに絞ってお安く値切られたような予算があるわけでございますが、見るとこれを削らんでも500万ぐらいならこのままやっていってもよかったなと思うわけですが、それは我々が勝手に言うだけであって、それほど我々の意見を尊重されて、1円でも2円でも削るところは削ろうという一生懸命頑張られて500万近くを削ってこられたというような中身でありますし、業者もこんな結果でありますけれども、あと一つは、設計料だとか監理ですね、設計監理監督料ってあるんですが、これは予算とそのままそっくり予算どおり払われるのかどうなのかね。この辺についても一度検討して、ちょこっとぐらいまけろよというような気持で交渉の余地がまだあるのかどうなのかなという点について、まず質問をしたいと思います。お願いいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

業者が実際3社のみになってしまったというその辺のところでございます。今回業者を選定するといえますか、金額的には2億円以上の場合是一般競争入札で行うということが決まっておりますので、一般競争入札でやるというまずは大前提としてはそういうことです。

私どもの蟹江町の契約規則の、建設工事の入札取り扱い内規というのが実はありまして、そこでは金額的にいいますと12社以上の業者を選ばなくちゃなんというそういうのが実はあるんですね。それでもって、実は当初金額が8億5,400万というそういう金額でありますので、相当大きな工事であるということから蟹中の体育館のときもそうでありましたが、総合評定値というものがあります、建築の業者のランクで、それでもって1,300点を基準に当初考えました。

ところが1,300点という格好になってきますと、全体愛知県で実は53社あるんですね、そのゼネコンが。ただ、そのうち今回指名停止をされている業者が53社のうち42社あって、残り実は11社ということでありました。ですから、11社では幾らなんでもそれは競争にならんねと、一般競争入札でやる以上はこれではちょっとだめだということで、これも設計のほうと相談しましたけれども、じゃそのちょっと点数を下げて、1,200点ぐらいで何とかならんだろうかとそういうことで検討させていただいて、結果的に1,200点でやりましょうかと。1,200点ということになると県内では66社のゼネコンがあります。ただその66社のうち、さっきの1,300点のも当然入っておりますので、結果的に66社のうち47社が指名停止を受けている業者ということになって、ただ残りは18社という格好になりますので、何とか18社であればそこを対象として今回告示をするわけですので、18社のうち議員おっしゃられるようなせめて10社ぐらい何とか来てくれるとありがたいなという、そういう感じで思っておりました。告示をして、実際業者が訪ねてきたのが5社ございました。要は5社でも何とか入札ができればいいかなということでは思っておりましたが、結果的には3社が申請書を持ってきたのみで、3社で入札という格好になってまいりました。この3社で、じゃ少ないものですから、これで入札ができるかどうかというところもあるんですが、実は告示の中で1社以上あれば入札はするんだという格好で告示もしておりますので、これはもう3社であっても入札をするということでやらさせていただきました。ということで、3社でということになります。ですから、今回指名停止のゼネコンが非常に多かったということが一つの原因だったのかなというふうに考えております。

それから、2番目で、安く今回落札されたということで、実は私どももこの金額についてはびっくりしております。入札する前は、当然その鉄鋼の高騰がある、それから資材や何かも高騰しているんだというそういう情報がやはり耳に入っておりましたものですから、入札の前から非常に今回は心配を私どもはしておりました。そういうこともあって、先ほど議員さんのほうから言われました予定価格のほうも抑え目といいますか、実際のところは97%というところで予定価格を立てたわけですが、入札の結果についてはここに示してあるとおり本当に低い金額で落ちたものですから、私どももこれを見た感じで、札を見た感じで、えっという感じは実は感じておりました。

ただ、この小原建設以外の2社については、大成さんのほうが7億8,900万、それから土

屋組のほうが7億6千約300万ということで、私どもとしましては感じとしてはそのぐらいなのかなというようなイメージは持っていたんですけども、小原建設さんのほうが本当にちょっと離れた金額でこうやって落としていただいたということでありがたいなという、そんな感じを受けているわけでございます。

これも実は、小原建設のほうに後で金額について聞きました。この金額で、ほかのところとやはり違うということも、小原自体が実はほかのところはどうだったんだろうということでもちょっと聞いてきたいということもありましたし、そのときにちょっと聞いたときに、小原自体はこの金額自体は自分の本社で本当にぎりぎりの状態で検討させていただいて、社が一丸となって入れた数字なんだと。それで、2回目の札については、もうこれ以上ということであれば入れなかったというそういうようなことも担当者は言うておりました。ですから、私どもとしましては、この小原建設が本当に社で考えて、最低限のところでは札を出していただいたのかなと、そんなふうに考えています。

もう一つ、実は後でなんですが、飛島村です。飛島村が実は小中一貫の学校を今建設しようとしておまして、そちらの情報を聞きました。そうしますと飛島村のほうも相当安く実は金額が落ちているということでございまして、そういうことからすると今の建設事情というか、私どもちょっとはかり知れないところありますが、何かちょっと低目のところであるのかなというそんな感じを後でですが受けました。

それから最後に、設計監理料のことでございますが、この設計監理料といいますのはその額的には、実は設計費もそうですが監理料もこの入札の額といいますか、契約の額でもって蟹江町の場合は決まります。ですから、契約額で今回の場合は、私どもの設計の料率表というものがあまして、2.8%という格好でなっていますので、今予算的には当初の8億5,400万という格好の監理のお金が予算的にはなっておりますが、今回こうやって低く契約することができますので、監理料も必然的に金額的には安くできると、そういうふうになります。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

正直言ってですね、ほんとされたのかなというふうに思います。考え方としていろいろあるんですが、例えば9月4日の時点で落札ができない場合はどうなのかなというようなことも、委員会のときにもいろいろ意見出とったわけですが、したがって心配だから厨房は2段階で9月4日じゃなくて、次の10月なら10月で分けてやろうよと。それと持っていて、例えば本体が落ちないのに厨房をやるはずはありませんので、もし本体が落ちないとしたならば、正直言って12月になるのか、3月になるのか、来年に持ち越すのかとかいうそういう際どい考え方もおありではなかったのかな。また、そうしなければいろんな面で今厳しく言われておりますし、町の財政等々も今まで質問があつたりいろいろして、非常に厳しいなりに

もいいよという見方と両方ありますけれども、いずれにしても財政についてこれだけ町民や議員が関心を持っている時期でありますので、それにこたえるような町長の姿勢、それから担当者の姿勢というのがきちんと出されてくるときが一番今大事なときでありますので、そういうような意味でこういう形で落札をできたということについて、非常に私は喜んでおる一人であります。そこで落とされた建築屋さん、小原さん、小原さんはいい人ですが、小原建設さんがやってみたけれどもこれ計算積算間違いじゃなかったとかね、いうようなことになったりして、例えば設計よりもちょっと手抜きをするだとか、そんなことは絶対ないと思いますけれども、そういうことだって、いや他の業者2社と比べて相当低いもんですからどうかなという心配事があるわけですが、正直言ってね。

したがって、私は今設計監督料も安くせよとは言っておりますが、安くしてもらうと同時に、設計どおりきちんと監督をしてもらわないかんよと、その辺のところどうなのかなと。設計業者も私たちは知りませんしね。名前は知ったって、顔も見たこともありませんし、どんな実力の人かもわかりませんけれども、担当者の皆さん方が選定されてお決めになって、ここの設計者がええということでおやりになったものですから、後でこんな設計者にやらせた、かなわんでないかといって、批判が出たらいけないわけですね。私たちが決めたわけじゃありませんからね。

だから、皆さん方がお決めになった設計業者が設計をされて、そして監理監督をするわけでございますので、業者は小原で、まだここで入札、この決定、議決はされておりませんが、もし小原でやると金額はこうだよと、設計どおりだよと。そして、後で立派なものができたよと、こう言われるようなことをきちんとできる自信がこの金額でおありなのかどうか、皆さん方の不安はないかどうか、一応私はその辺を確認じゃありませんが確認をしておきたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

この設計監理の金額につきましては、実は設計で設計者を決めるときプロポーザルで決めさせていただきましたが、その提案の条件として蟹江町の場合の設計監理料の決め方についてはこういうことなんだよということで、あらかじめ了解はまずしていただいております。ですから、当初このぐらいだろうということで金額を設定するにしても、実際にその契約をする金額でもって改めてまた設計監理料ははじかれるんだということで、それはまず一番最初に了解をいただいております。

それから、あと監理につきましては、この金額、入札の結果を即刻浦野設計のほうにこういう金額で落ちましたということで報告しておりました。そこで、浦野さんのほうはそうかということで了解されて、あと浦野さんのほうも即刻やはり自分のところも設計をはじいた額と、あと今回の小原さんとのどの辺でどう違っているのかということも確認されておりますので、その辺のところはどうしてどこがということではもうそれぞれに確認済みでございます。

すので大丈夫かなとは思っています。私どもとしましては、今後ご心配いただきますように監督面で幾ら金額が安くても、安くてもということじゃないんですが、その金額でもって確実にできるんだということで、浦野さんとも当然そうですが、私どもも多分2週間に一遍ぐらいだと思いますが、工事の打ち合わせ等もしていきますので、そういうときにも一緒になって確認しがてら進捗を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でありますが、私はもう一点の疑問点というか不思議かなと思っておるんですけれども、つまり余りにも予定価格と落札価格の差が大きいですね。それで、しかし世間では資材高であります。しかも油高もありまして、つまり全般的に経費高の状況の中での入札なんですけれども、ひょっとして当局の積算見積もりですね、とその入札者側の計算との行き違いがありはしないかなというような気もするんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

当然これだけ金額が違ったということになりますので、ひょっとしたらというそういう心配は実のところは生じておりますけれども、ただ先ほど飛島のこともお話しさせていただきました。実は、飛島村は金額を申しますと予定価格が38億だそうです。38億で、あそこも実は3社の入札ということで、1社が一番安いところが約30億ですか、それから2番目が32億、それから3番目の高い札のところが35億という、大体、約そんなような金額をしていたということを実は情報で聞きました。

ですから、そういうことからすると飛島の設計をされたところでもって、それを基準にして予定価格も立ててみえるんだろーと思ひますし、その額と比べると相当やはり金額が下がっているということは、私どもも今回予定価格と10%以上の差でもって落ちてはおりますけれども、ほかの市町村の例も見ると結構そういう状況でございますので、そういう意味では設計自体にはそれほど間違つてというか、普通の設計をされたのではないのかなという感じをします。

ただ、入札の札を入れるに当たって業者のほうが自社で何か一生懸命検討して、何とかこれを取りたいんだということで最低限のところでは数字を出されたのかなと、そういうことで理解はしております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

その点で、もう一つ確認しておきたいわけですが、つまりその違いというか何かありはしないかという点での点検は後からしてみていないわけですね。そのままになっている

ということですね、確認しておきたいわけですがけれども。

それから、そのもう一つは、入札、点数制になっているんですが、入札制度が、1,200点について、先ほどの説明の中で1,100点云々ということもありましたんですが、この際、この入札制度そのものを検討してみる必要があるんじゃないかと、余りにも入札業者が少ない状況があるので、もっと厳密に検討してみる必要があるのではないかとというような気がするんですが、その辺はどうでしょうかね。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

数字については、先ほども申しましたように金額がこういう金額で落ちましたということで、設計のほうともこの数字を言って、設計のほうも突き合わせをしておりますので、これはもう間違いないと思います。

それから、入札制度についてですが、これは教育委員会のほうがどうのこうのということではありませんが、基本的に私どもの制度としては一般競争入札は2億円以上の場合、一般競争入札にしましょうという格好でなっておって、そういうことからすると今回たまたま指名停止のゼネコンがたくさんいたということで、これだけの少ない業者になってしまいましたが、通常であれば10社近いというか、それぐらいの業者でもってやれるのかなというふうに思っておりますので、制限つき一般競争入札といえどもこういう格好で今のところは進めていけるのではないかと、そんなふうに思っています。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

給食センター建設工事請負契約の締結について反対の立場から討論をいたします。

内容については、さきの一般質問でも行いましたように、この保育園の給食センターは自園方式でやるべきという通達を出しております。けれども町は特区の申請をし、3・4・5歳児はセンターでとなっています。法を遵守すべき行政が何のためらいもなく話を進めていくことに私は反対です。乳幼児期から食育を大切に、そして身近で給食配膳をしてくれる人に感謝をして暮らすことが大事なことだというふうに思います。

給食センターそのものは、本当に今変えなければならないときに来ております。ですので、このことについては反対ではありませんが、その内容を見捨ててつくることには反対です。よって、本契約には反対であります。自園方式にすべきだということを貫いて反対をいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

林さんが反対したのに、余り賛成しづらいような雰囲気ではありますが、そんなこととこれとはまた別でございまして、私はこの給食センターの建設に当たって、非常にいろんな形で勉強されてきたというふうに思いますし、特に保育園の問題を、この中身も議論をいたしましたけれども保育は保育、こっちは小・中学校の生徒らと分けてありますし、部屋の中もなっています、栄養士も違いますし、だから何ら心配のするようなことではないと私は思っていますし、中身についても議論を重ねてきて問題はないと思いますし、立地条件も交通の便からいっても非常にいい立地条件ですわ。

そんなこと長く言ってもいけません、そんなようなことと同時に、設計図中身を見られてもおわかりだと思いますが、働く職員の立場に立って冷暖房完備で温度調整もされておりますし、衛生面等々でもすごくすばらしく検討されている中身であります。

あとは心配だったのは予算の問題、そして今回の入札に当たって落ちるかどうかということとは非常に心配をしたわけでありまして。そういう意味で大変小原建設さんが清水の舞台から飛びおりたようなつもりなのか、会社のご都合なのかよくわかりませんが、非常に気持ちのいい金額で落札をしてくださったことについて、逆にありがたかったと思っておりますし、この金額については適正であったかなこういうふうに思いまして、この件につきましては、私は賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第56号「（仮称）蟹江町給食センター建設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 1時56分）